

平成 22 年 12 月 14 日 (火曜日)
(会議第 3 日目)

応招議員

4番	欠 番	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
7番	矢 野 昭 三	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
10番	森 治 史	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
13番	欠 番	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
16番	竹 下 芙佐雄	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
19番	山 本 久 夫	17番	欠 番	18番	明 神 照 男
		20番	小 永 正 裕		

不応招議員

1番 村 越 比佐夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総務課長	松 田 博 和	住民課長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	矢 野 健 康	税務課長	米 津 芳 喜
農業振興課長	松 田 二	産業推進室長	森 下 昌 三
まちづくり課長	濱 田 仁 司	地域住民課長	大 塚 一 福
建設課長	武 政 登	海洋森林課長	谷 口 明 男
会計管理者	野 並 純	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	金 子 富 太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書記 宮 地 愛

議事日程第3号

平成22年12月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成22年12月14日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから日程に従って会議を進めてまいります。よろしくお願ひします。

諸般の報告をします。

村越比佐夫君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、私3問質問させていただきたいと思います。

大きな質問に入る前にですね、2、3細かく質問したいと思いますので、その都度また立っていただくことになりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目、情報基盤整備について質問致します。

9月議会におきまして、同僚議員の質問に対し、自主放送の実施時期は24年度開始の方向で答弁がありました。まずこの方針に変わりはないのか。加入率を上げるためにには、この自主放送の開始時期がポイントになると思うが、執行部はどう考えているのか。自主放送部分の計画スケジュールや運営方法等について問うということです。

まず1点お聞きしたいのが、来年早々ですね、試験放送を開始するというふうに聞いておりますけど。その実施月というかですね、大体いつごろその試験放送は開始されるのかということと、それから24年度の自主放送を開始するということで答弁を聞いておりますが、それで間違いないのか。間違いないとするならば、その開始月はいつなのか、まずこの2つをお答えいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは下村議員の情報基盤整備事業についてのご質問にお答え致したいと思います。通告書には縷々（るる）ありましたけれども、まず2つということでしたので2つのお答えをしたいと思います。

まず試験放送ですが、この前作成しました全戸配布のパンフレットにはですね、1月ということで試験放送をする予定しております。

基本的に現在、基盤整備事業の光ケーブルですね、つながった所についてはテレビが見える状況にあります。が、若干各戸への接続が遅れておりまして、基本的につながった所からですね放送をしていくという状況にありますので、ご報告しておきます。

それから自主放送の部分ですが、ご質問にもあり、また通告書にもありますけれども、基本的にですねスケ

ジュールから考えまして、どうしても24年4月からにならざるを得ないという状況にありますので、お答えしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

試験放送については、来年の1月からということで予定どおりいっているということです。それから、24年度の自主放送ですが、これは24年の4月からということで。

私がですね、今回この質問を取り上げたのは、議会の中でも相当問題になっているその加入率についてのお話です。やはり、加入率を引き上げるためにには、その地デジが現在見えている世帯のですね、その加入率を上げていくためにはやっぱりこの自主放送を導入して、今のテレビとの違いを際立たせていくしかないという思いの中から、自主放送についてはですね、できるだけ早い時期に進めなければいけないというふうに思っているわけです。

これにつきましては、以前の下村町長のときにもですね、私質問したことあるんですが、正式な自主放送の開始ができなかつたとしても、その予備放送的なもの。例えば、現在やっているその試験放送が1月から始まるのであれば、そのタイミングに合わせてですね、これは実際の運営母体がどこになっていくかとか、また後でそのあたり聞きたいと思いますけれど。そこらへんにもよるかもしれないんですけど、できるだけ早い時期ですね、そういった今のテレビではないような放送が一応見れる状態を早めに作る必要があるのではないかと思うわけです。

例えば具体的に言えば、こういった議会放送の中継であったり、それはもう録画でも結構だと思うんですけど。こういうふうなイメージ放送になりますとか。それとかあとは、大西町長になられてですね、なかなか一般町民の方とお会いする時期も時間もそんなにないと思いますので、私の町政への施政方針はこういうふうなことをやっていきたいんだと、皆さんにこういうことでやってきたいけどどう考えるか、そういうことを訴えていくとか。そういう施政方針の場にするとかですね。

一般的な、テレビコマーシャル的なものにしなくてもですね、十分にそういった試験放送的な意味で取り上げていくのであればですね、自主放送をあまり完璧なものにこだわって運営を先延ばしにするよりは、もっと手前でですねその部分ができるんじゃないかなというふうに思うわけですが。

このあたりいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

現在ですね、光ケーブル事業そのものの接続が大変大きな事業で、若干遅れ気味という状況にありますので、それに基づいてですね、あと、自主放送する部分の機器の設置ということになりますと、どうしても23年度後半になるというふうな、これは工事の方のスケジュールになりますけれども、その状況にあります。

議員ご質問のとおりですね、できるだけ町の方も前倒しはしたいという思いはありますけれども、どうしても機器の設置スケジュールから考えますと、少し厳しいという状況にありますので、ご理解願いたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

物理的な問題でどうしてもそれができないということで、答弁ありました。

ちょっとですね、もう1つ聞き忘れたことありましたんで、ちょっと確認したいんですけど。

告知端末についてですが、これにつきましてはこの情報基盤整備の中でも一番核になった部分。一番というかですね、いろいろな要素の中でも特に重要視される部分であろうと思います。特に防災上の観点から考えれば、その告知端末についてはですね、全戸加入がやはりもう必須条件であると。全戸がこの告知端末置いていなければ、ほとんど意味のないような。意味がないというとちょっと語弊があるかもしれませんけど、それほど重要なものであるというふうに思います。

この情報基盤整備事業については、議会の中でも賛成があつたり反対があつたりといろいろなご意見あつたわけなんんですけど、基本的にですね、その賛成反対のいかんに問わざ全戸に配布していくという形で、町としても動いているはずですが。

これのですね、実際の加入率というか同意率というかですね、何パーセントぐらいの告知端末についてはですねオーケーが出ているのか、まずその点ももう一度お聞かせください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

基本的にですね、議員ご質問のとおりこの告知端末等々、もちろんテレビ、インターネットもですが、できるだけ加入率を増やしたいという思いを持ってます。特に告知端末は100パーセントを目指して頑張ってところですけれども、現実問題はですねなかなかそうはいっておりません。

12月1日現在のですね加入率ですけれども、告知端末でですね63.74パーセント、テレビで32.39パーセント、それからインターネットでですね11.81パーセントという状況です。これはですね、基本的に全戸に説明して回るという基本に立って回っておりますし、現在のところ全戸への訪問、これは済ましておりますが、不在であったりですね、また再度の説明をというような要請もありますし、そのような状況で、今の状況であります。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

ちょっとですね告知端末のことで、先にこの問題を終わらしたいと思うんですけど。

告知端末については、今63.74パーセントということで同意がいただいているということが分かりました。これについてですね、やはりもう一度ですね、再度細かくですね、これについては防災上絶対にですね、やはり付けてもらった方がいいと。そうしないと、例えばこれは今いろいろなところで問題になってます東南海地震のあれだけではなくて、大水が出そうだとか、川が氾濫しそうだとか、高潮が来るぞとか、そういうたほんとに日々起こり得るようなものを各家庭の家の中でやはり聞かして、その方たちへのいろいろな避難の啓蒙（けいもう）を促すとかですね、いろいろなことで使われるわけですので、そういうた命にかかる部分が多大にあるというところから、やはりもう一度ですね、この63.74パーセントが本当に100パーセントにぜひ近づくようにですね、もうこれはお願いするしかないと思うんですが。できるだけ早い時期にですね賛成反対に問わ

ですね、ぜひ強くここは働き掛けいただきたいと。

このあたりでいろいろ反対される方は言われる、そのケーブルテレビについてのそのごり押し的なことであったりとかですね、そういう部分はやはり私個人的にはですね、本当に入りたくない人を無理にそこに入れる必要はないと思うんですけど、その告知端末についてはですね、特にぜひ強くお願ひしたいと思います。

これについて答弁いただけますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

議員ご質問のとおりというふうに思っております。

特にですね、告知端末につきましては、今議員の皆さんもテレビなんかでご承知だと思いますが、震度5弱以上の地震が起こる恐れがありますと、全国的にですね20秒前、地震発生の20秒前に電流が流れています、それが告知放送につながっていくという体制を取る予定です。20秒といいましても、10秒、20秒の間になると思うんですけども、家庭内においては、その間に十分家から退避できる。あるいは、丈夫なもの下に避難できるという時間ですので、そのあたりをですね周知しながら、なお一層100パーセントに近づいていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

これについてはですね、本当にぜひよろしくお願ひします。

それからですね、ちょっと本題の方にいよいよ入りたいんですが。

今、お話をたったのようにですね、機器の設置が23年度後半でないと設置できないということで答弁ありました。私が思うのはですね、今、先ほど一番最初冒頭申し上げたように、その地デジが今ほとんど、大方地区であればですね、海岸沿いにある地区は、ほとんどの地区が今の状態で地デジが見えてるわけです。そういったところで何も意味のない、意味のないと言うとちょっと語弊あるかもしれませんけど、その今の状態を変えるものがないのに、そこに例えば1,050円の負担料を払わしていくという状況は、私はやはりそれちょっと納得がいきません。

ということで、この自主放送が開始するまでは、この料金ですね、毎月の使用料、1,050円という使用料ですが。私は徴収すべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ちょっと想定していない質問でして、ちょっと戸惑っておりますけれども。

基本的にですね、今の段階で試験放送を1月からやります。4月からは自主放送の部分で見えてる家庭については、徴収をさせていただきます。それで、その後だんだんに、接続が加入者の100パーセントに近づいていくと思うんですけども。今の体制ですね、加入した月の翌月からの徴収ということにさせていただいておりますので、そのような計画で現在進めています。

それで、ご質問の自主放送が始まるまで全て料金をということになりますと、やはり運営計画そのものがですね、23年度の運営計画が根底から崩れるということですので、相当慎重な検討が要るということでご理解願

いたいと思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

総務課長から想定外の質問であったということでありましたが。私もですね当初は、自主放送ができるだけ前倒しすることによって、こういった質問をする必要はないと思っていたんですが。ハード的にも整備できなくて、実際そこに1,050円を負担してケーブルテレビの内容に加入してもですね、今の普通に一般的にテレビを見ている状況と何ら変わらない状態で1,050円を払っていくっていうことにですね、私、非常に矛盾を感じたわけです。

ですから総務課長は、今多分ですね、多分私がここで質問したことによってそういうこともやはり起こり得るということをですね、再認識されたと思うんですが。

もう一度ですね、この部分についてはその運営計画も含めてですね、23年度の部分からですけど、もう1回考え方を、庁内含めてですね全体で検討をしていただきたいですよ。それについてはですね、ここでじゃあ明確に今すぐ、もうじゃあ無料にしようということは、答弁はもちろん無理だと思うんで、町長にですねこの部分、どう考えるかということを、町長のご意見もちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

課長が答弁しましたように、23年度の単年度事業運営計画への影響等々につきまして、想定外の質問でございましたので協議をした経過がございません。

この場でなかなか数字が絡んでくることだろうと思いますので、議員ご指摘のとおりこの自主放送開始までの料金につきまして、再度庁舎内で協議をさしていただきたいと、そのように思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

それで、ちょっと運営の部分にもちょっと踏み込んでいきたいんですが。

今ですね、町長の方から、その料金徴収の話についてはもう一度、庁内で検討をしていただけるということで、その結果を待ちたいと思います。ぜひ、そのもちろん1年間ですね、徴収料入らないわけですから大きな事業変更になると思います。ですが、根本をもう一度、皆さん原点に帰ってですね考えていただきたいと思うんですよ。このケーブルテレビへ入る、その加入する意味というのは、やっぱり何らかのそのメリットがないと、やはりそこに加入していくためにはその動機付けが必要です。その部分はですね、もう一度ちょっとと考えていただきたいと思います。

それから、この議論についてはですね、やはり行政の中で赤字運営になったらというお話をよくされます。ですが私は、これは単純にですね、この情報基盤整備事業は収益事業では僕はないと思っています。というのは、この事業の中にはですね、先ほどお話した防災の部分であったり、テレビが見えるという、本当に高齢者の方たちにとっては一番大切なですね、そういう福祉的な部分であったり、また、今回インターネットが全戸でかなり高速なものが使えることになることによって、産業サポートができるような部分であったりという、もうその副次的なですね、補助的な、そのいろいろなものを起こすための、芽になる部分を育てるための事業

だと思ってます。ですから、ここでこの運営をすることによって単純に黒字化していく、そこで単純な町財政がですね、ここでもうけていくぞという事業ではないと思っています。ですから、そういった意味においてもですね、多少一番最初にですね大きな投資が必要であったとしてもですね、ぜひその部分はですね踏み越えていただきたいと思います。

ここですね、次の質問に入っていきたいんですが。その一般財源をただ単に私は持ち出せ持ち出せと言つてるわけじゃないです。運営体制をきちんとすることによって、その一般財源の持ち出し部分をある程度抑えることは、私は可能だと思っています。

というのが、例えばですね、今回どういう体制でここの管理運営体制を持っていこうとしているのかまだちょっと分からぬんで、まずその点を1点聞きたいんですが。例えば公設民営にしたいとか、委託でいくんだとか、指定管理を行っていくんだとか、そういうたところがもしも具体的にですね、今イメージがあるとするならば、それをまず教えていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

完了後の運営体制というご質問ですけれども。これにつきましてはですね、公設公営で考えてます。しかしながら、機器の中になかなか難しいものがありますので、その部分につきましてはですね、委託も考えてます。

また、内容につきましてインターネットとの接続ということもありますので、その部分もですね委託にしてまいりたいと、そのようなことで考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

運営体制の部分がですね、公設公営ということで。本当を言えばですね、ある程度その運営の中で収益を生める部分については、民間へ。例えば、ここの運営をしてみたいと。経営的に何らかのその利益を生めるような部分であればですね、やってみたいという所が手を挙げるのであればですね、本当はそこに任せてですねやっていく方法もあるんじゃないかなと思います。そういうときは、例えば町内にある事業所のコマーシャルの収益を見込むとかですね、もう少しそこの運営体制についてはですね、まだ具体的なものはもしかしたら煮詰まってないかもしれません、将来のその構想の中で、今回の徴収料を取る取らないという部分に含めてですね、もう1回ですねそこらへんまで、何といううんですかね落として考えて、ぜひ全て含めですね、総括的に考えてもらえたたらと思います。

それからですね、運営方針についてはまだちょっと今ここで聞いても、どういう形になっていくのか具体的なものはないと思うんで、またこれは次の機会に譲りたいと思いますけど。

先ほどですねちょっとお話したように、今回のその情報基盤整備、この事業についてはですね、ぜひですね単純な収益事業ではないというその原点に立ち返ってですね、もう1回さっきの徴収料金のこと含めてですね、やっていただきたいということをお願いして、この質問は終わりたいと思いますが。

町長の方からですねこの内容について、もう最後にですねできればですね、前向きな方向で徴収料金を取らないかということを最後に答えていただければ、すっきり終わることができるんですが。

ちょっとお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し幾つか議員ご指摘のとおりですね、この事業はもちろん行政としましては独立会計の中で黒字を目指していくというのは求められる姿勢ではございますけれども、多数ご指摘いただきましたように、多機能を有している事業でございます。単純に、特会の事業の中での会計の決算値がうんぬんというお話ではないと、そのようには考えております。がしかし、申し上げましたように、あくまでも独立会計の中でも黒字を目指していくという姿勢でございます。

それからまた、自主放送の開始までの料金の徴収についてでございますが。先ほど答弁しましたように、23年度の運営計画等々への影響が考えられるところでございます。また、他市町と比べたときにですね、自主放送をされていない市町村での料金徴収等々の前例もございますので、そのへんもかんがみながら協議させていただきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

ちょっと他市町村が出来てしまったんですね、終わろうと思ったんですけど終われなくなってしまったんですが。やはりですね、他市町村の場合、自分が聞くところ、また自分が研究してきたところによるとですね、地デジが本当に大多数の家庭で見えないとかですね、いうところがかなり多かったように思います。そういう意味において、この黒潮町は大部分の地域、大部分の人たちが今現在、普通の状態で地デジが見えるという、やはりそこの部分の差異がありますので、一概にですね今町長が言られたような部分はですね、ちょっと納得しがたいところもあるんですが。ぜひですねもう1回ですね、その部分は徴収料金について検討すると。

それから、もう1点ですね、加入率を上げるためにには、やはり前回下村町長のときに私提案したことあるんですが、全世帯が一度、その今のケーブルテレビがですね見える状況をつくってあげるということは、今度、その加入率の増加にもつながるひとつの手だてじゃないかというんですね、私、指摘したことあります。それは、無料で全戸がですね、一度見れる状況をつくり上げるという意味においてもですね、ぜひですねこのやり方をしていただけたらですね、もっともっと加入率が上がる可能性が高いと思いますので、ぜひその方向でよろしくお願いしたいと思います。

それではですね、2つ目の質問いきます。

2つ目の質問、小学校の運営についてということで取り上げました。

黒潮町でも少子化が深刻になっているが、黒潮町内の各小学校の現在の状況と少子化に対する今後の運営方針を問うということで、統合その他再編についてどう考えるかという質問にしました。

本当はですね、こんな質問はですね個人的にはあんまりしたくない質問なんんですけど、現在、私が見たりですね聞いたりするところにおいて、黒潮町内の各小学校のですね児童数がですねかなり減ってきているところもあって、将来のその推移というかですね、行く末が大変ちょっと心配な状況があろうかと思います。

そういう意味において、ちょっとお聞きしたいのがですね、その現在黒潮町内で各小学校児童数ですね、大体どういうふうに推移をしていっているのか。

そのあたり数字的なところを押さえていればですね、まずちょっと教えていただきたいんですが。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは、下村議員の小学校の運営についてというご質問にお答えを致します。

黒潮町内の小学校の状況についてご説明を致します。

22年5月1日現在のですね町内小学校9校のですね、児童数の合計が566人でございます。内訳につきましては、拳ノ川が27人、伊与喜が22人、佐賀126人、伊田21人、上川口39人、南郷45人、入野165人、田ノ口68人、三浦が53人です。

議員申されますように、児童数はですね年々減少をしております。現在の幼児の数を基に推計をした平成27年度のですね児童数全体ですけれども、443人の見込みでございます。5年間で123人の減少という見込みとなっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今お聞きしたようにですね、議員の方もちょっと驚かれた方もおられると思いますけど。ほとんどの学校はですね、まあ大規模な、例えば佐賀小学校であったりとか入野小学校を除いてですね、大きい所でも5、60人。で、少ない所ではもう20人をだんだん切っていきそうな数字になってきたということあります。

今回ですね、こうした質問を取り上げていったのは、やはりその各クラスのですね、その運営にやはりちょっと支障をきたすようなですね状況がちょっと生まれてきてるんじゃないかなという、心配の中での質問なんですが。

教育長にですねちょっとお聞きしたいのは、やはり各クラスでですね今複式で授業やってるところも結構あると思うんですけど。各クラスが単体でですね維持していくための、その最低人員ですね、教育長がこのぐらいは最低でもやっぱり必要じゃないかというぐらいのその人員の数なんんですけど。

何人ぐらいが適当だとお考えですか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

児童の予測でございますけれども、5年後の予測でですね最も少ない学校が伊田小学校で11人、それから拳ノ川が15人、伊与喜が18人というふうな予測となっております。こういった状況を考えますと、近い将来ですねどうしても統合ということについては検討せざるを得ないというふうに考えております。

クラスの状況ということでございますけれども。学校全体で考えますと小規模校であればですね、例えば一人一人に寄り添った、きめ細かなですね指導ができるということあります。

そういうことを考えますと、全体で何名ということはなかなか難しいわけでございますけれども。例えば、完全複式の学校もかなりございます。クラスの中でですね、何名ということはなかなかここでお答えしにくいくらいでございますけれども、学校全体を考えたときにはですね、例えばもう一ヶ所になったというふうな状況であれば、統合についても検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

教育長の方から、一けたになつたらちょっと次の展開をというお話をあつたんですけど。

私が考えるですね、その行政の責任というものなんですけど。やはり、情報が一番集まつてくるのが、昨日の質問の中にもありましたけど、この行政だと思います。そういう情報を持っている人たちがですね、それをきちんとやはりそれを伝えて、伝えることによって町民に判断する、そういう機会を持つことがですね、これが一番大切なことじゃないかなと思います。

特に、PTAはどう考える、また、そこの地域はどう考えるということで、その所属するそのグループによつてもいろいろやつぱり考え方は違うと思います。PTAとすればですね、例えば子どもはやつぱりあんまり極端な少人数では、例えば運動会とかですね体育をやるにも事欠くような状況では、子どもの教育にとって良くないから、もう少し大きな所でというような希望もあるかもしれませんし、地域にとってみたら、ひとつの大事な皆さんのが集まるような集いの場所がなくなってしまうという、非常に悲しいというかですね、現実的に寂しい思いをするような地域もあるわけですから。

そういう意味で、まずですね、私がちょっとお願ひしたいのはですね、保育所があるわけですので、ある程度、各小学校に大体毎年ですねこのぐらいの人数が入つてきて、このぐらいが卒業していってという、その推移が分かりますよね。それは、きちんとですね、例えば5、6年スパンぐらいの今言つていただいた数字を出してあげですね、こういう状況になっていきますけど地域としてもPTAとしても、やはりこういうことは日ごろからもうそろそろ考え始めないといけないんじゃないんじやないですかというですね、みんなが考える機会をですね持つ場をつくることが大切だと思うんですけど、教育長いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

はい、議員申されますようにですね、そういう情報の提供ということは非常に大切なことであるというふうに考えます。

どうしてもですね、小規模校になってきますとその児童数が減少するというか、少ないがゆえにですね、いろいろ課題も出てくるわけです。例えば集団での活動ができにくいとか、それから人間関係の序列化とかといったことも出てまいります。また、それと併せてですね、配置をされる教職員の数も減少してまいります。そういったさまざまな課題も出てまいりますので、先ほど申しました、一けたになつたらというお話をしましたけれども、それもですね保護者の皆さまのご意見、あるいは地域の皆さまの考え方、そういうものをですねお聞きしながら、基本的には進めるということが必要ではないかと思います。

特に児童数の予測ということはですね、保護者には情報を提供するということで、これからは進めていきたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

教育長からですね、今後そういう形で情報提供しながら進めていくというお答えいただきましたので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

1つですね、ちょっと例を申し上げたいと思うんですけど。これはもう皆さんご存じなこともあろうかと思いますけど。例えばですね、蟠川小学校の例のときに、私、直接蟠川の関係の方に聞いたことあるんですが。10年ぐらい先をですね、もうその地区で予測してですね、10年後にはこういう形になっていくから、ここをどういう形でこの学校を運営していくのかというのをですね、何年にもかけてですね協議をして、地区でもう自

主的にですね、もうこの小学校は将来的にはこういう形になっていくから、もう上川口小学校と早めに統合して、次の運営体制を考えていこうという前向きなその展開をですねしたその経緯があったようです。ですから、そういった意味においてもですね、合併とか統合を決して押し付けるという話じゃないんですけど、早めにですね、そういう状況に陥る可能性があると、そういうあるからこそ、みんなでもう1回そこをどうするかっていうのを考えてですね、子どもが1人でもいる限り、絶対この学校を残したいっていう地域もあろうかと思いますし、逆にですね巻川の例であったようにですね、もう早めに、じゃあそしたらもう早めに次の手を打とうっていうふうに考える地区もあろうかと思います。そういった意味においてですね、ぜひですね教育長、その観点からですね、お願いをしたいと思います。

そしたら、3つ目の質問に行きたいと思います。

産業振興についてということで、今回も取り上げました。9月議会において、産業推進室の在り方や黒潮町の産業ビジョンについてただしました。今議会では一次産業の振興政策ということで、特に後継者問題についてお聞きしたいと思います。

また、既設施設や自然環境を利用した体験型観光やスポーツイベントを通じた商業振興についてご質問させていただきたいと思います。これも、カッコ1からカッコ3まで1つずつありますので、まずカッコ1から順番に終わらせていいかと思いますので、よろしくお願いします。

まず、農林水産業の今後の推移予測をどうとらえているかということなんですが。

前回のですね質問の中で、やはりこういった社会生活を営んでいく上で一番大切なものの、また基本に考えられるもですね、経済活動の安定にあると思っています。それは行政で考える部分も一緒でありますし、この地域でいろいろな活動していく上でも一緒です。そういうことで前議会ではですね、産業推進室ができたばかりでしたので、そこに特化してですね質問をさせていただきました。

その中で町長の方からですね、来年度の初めにはですね、その黒潮丸がどういう旗を揚げて、どういう方向に向かっていくかということを明確に、何らかのものを見せていただけるということを答弁いただきましたので、ぜひそれを待ってですね、黒潮丸がどんなとこへ行くんだということですね、ちょっとみんなで見せていただきたいと思いますけど。そうした中で、今後町長が考えていく中ですね、ひとつのヒントになればいいかなと思ってですね、今回もそういった質問を取り上げてます。

前回のその町長の答弁の中で、一次産業についてですねやはり黒潮町の基幹産業でありますので、その重要性がですね町長の口からもですね、指摘がありました。

そこでもうひとつ突っ込んで私聞きたいのは、黒潮町にとっての基幹産業である農林水産業が推移予測ですね、今後の。農林水産業がどういうふうに変化していく、またどういうふうになっていくんだろうというふうなことをですね、考えているのか。その点をですね、お聞きしたいと思います。

特にですね、先ほど言ったように農林水産業の後継者の予測ですね。農林水産業の後継者が今後どうなっていくような予測を立てているか。

まずその1点をですね、お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

おはようございます。

それではですね、下村議員の質問の要旨の農林水産業の今後の推移予測について、農業部門についてですね、私の方からお答えさしていただきます。

本町の基幹産業であります農林水産業につきましては、議員ご指摘のとおりですね大変厳しいものがありまして、その中でもですね、議員おっしゃるように後継者問題が特に問題になろうというふうに危惧しているところであります。

農業にかんしてはですね、ちょっと前置き長くなりますけれども。2005年のですね農業センサスではですね、専業農家戸数が251戸、第一種兼業がですね111戸、第二種兼業がですね290戸と、合計で652戸ありますけれども。その5年前のですね2000年と比較しますとですね、専業農家戸数が、これについては変わっておりませんけれども、全体のですね農家戸数としてはですね88戸が減となっております。

また農家のですね就業人口の推移につきましても、基幹的な農業従事者がですね1,002人のうち65才以上がですね523人、これが2000年の推移ですけれども。2005年にはですね、この基幹的農業従事者がですね742人、そのうちですね65才以上が369人というふうに、その基幹的なですね農業従事者も年々減少している状況です。

また、黒潮町のですね農業生産販売の推移ですけれども。これにつきましては町長が先の質問の中でですね、答弁しましたので数字は控えますけれども。これについては過去4年のデータにおいてはですね、販売実績においては2,500万円の増という形で、現状でですね生産額は維持しているものですね、生産コスト、そういう面を考えますとですね、農家の収入はですね減っているものというふうに考えていましたし、就農者の高齢化などに伴うですね農家就業人口の減にともないまして、販売額もですね年々減少するというふうに考えております。

そのような状況においてですね、後継者問題についてですけれども。平成16年の6月からですね平成22年6月の6年間、この間にですね農業従事日数150日、これ以上の就業をした新規就農者ですけれども、学卒、またUターン、Iターンの、これは夫婦も含めますけれども、30人程度就農しております。

今後ますますですね高齢化による離農を考えますとですね、黒潮町の農業そのものがですね衰退しかねないという状況でありますので、自分たちもですね、現在取り組んでいます町内のですね篤農家による新規就農者支援事業、これの継続やですね、新規就農者が研修後に町の担い手としてですね、農業経営を図りながら暮らせる施策、これを目指してですね、まず特に農業経営する場合にはですね、黒潮町のような土地柄ではですね施設園芸が必要と思いますので、施設園芸に対するですね助成をですね、国、県の制度を活用しながらしていくようにですね、町長以下、担当課、またJA、また県ともですね協議を重ねて、取り組みを考えている状況です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

それでは、林業と水産業分野についてお答え致します。

水産振興のため、町では漁協への支援を行い、市場の機能強化や販路の開拓、財務基盤の強化に努めているところです。そして、県の土佐黒潮牧場の利用により水揚げの増加を期待したところ、このたび西部、中部、東部に各1基の合計3基が増設されたことにより、水揚げの増加が期待ができるようになりました。

また、沿岸海域の漁場造成である作り育てる漁業として、藻場保全活動支援事業や放流事業により、漁獲の向上を図ることとして、今後もヒラメの稚魚、アカウニ、アマダイなどの放流事業、そしてモジャコの蓄養場所の水質改良などを行います。これらは、急激な水揚げ増にはなりにくいと思いますが、継続していくことで安定した水揚げが期待できると思います。

一方、大型漁船や19トン型カツオ一本釣り漁船の入港を促進するため、カツオの活餌の蓄養小割や蓄養水面

を整備したことで活餌の蓄養がスムーズにできるようになり、これからは入港船が増えることを想定して、冷蔵保管庫、魚函倉庫、鮮魚自動選別機などを整備することで、水揚げのスムーズ化をはじめ、水揚げ船への氷、燃油等の供給体制の確立、鮮度保持および確実な選別、そして時間外水揚げをすることで、水揚げの増と雇用の拡大にもつながると思います。

また、先にも述べました沿岸漁業の活性化のためには漁礁の設置が必要ですので、事業採択のために漁業者や漁協等と連携して、水揚げ状況のデータ化を開始したところです。

また、本町の林業におきましては若年層の森林が主ですので、まだ森林整備をすることが必要です。町内のすべての森林整備として、下刈り、育成、除間伐や作業道整備などを実施していきます。

森林整備に掛かる負担につきましては、造林補助金やこれらの活用により森林所有者の負担軽減を図り、間伐等の事業を推進したいと考えております。

また、森林整備の推進のため緊急間伐総合支援事業を実施して、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るほか、小規模でも山仕事を続ける中小規模山林所有者を支援して、雇用の確保も図っていくことになると思います。

ただ、そこにあるのは高齢化問題があるので、果たしてスムーズにいくかどうかは、はつきりしておりません。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

農業の方ですね、5年間で大体30人ぐらい新規就農者がおられたということ、あと、漁業、林業についてはですね、新規で漁業を始めたとかですね、林業を開始されたとかいう答弁はちょっと聞かれなかったんですが。

どちらにしてもですね、自分が考えるにですね、そういうたやつぱりうちの基幹産業である農業であったり漁業であったり、そういうた部分の後継者がいなくなることによって、全体が衰退していくということを防ぐためにはですね、やはり町としてもですね何らかの手立てを講じなければいけないというふうに思います。

で、その中ですね、例えば娘さんとか息子さんがですねその後を継いで、私がやりましょうっていうことで家業を継いで、農業や漁業をやってくれていればいいんですけど。そうでないならばですね、もうほかの方たちにお願いするしかないということで、例えば農業なんかではよくやってるIターンの方たちに新規就農をお願いするとかいう部分でしか、もうないと思います。

そういうたときにですね、町として具体的にですねどういう支援ができるのかという部分でよく聞くお話ですね、その農業を始めるのにこちらへ来てもですね、実際住む場所がないとかですね、そこでせっかく空いてる畠があったりとかその環境はあってもですね、実際そこで住んで働けないから、農業することができないとかいうお話を結構聞きます。そういうことをですね町として、例えばですよ、これはひとつ例なんですが、何かそういう家をですね貸与してあげて、何年間はその家賃自体をですね免除してあげてですね、何年か後、実際その農業である程度収益が上がるとか、立ち上がった段階から初めてですね、その賃料をですね返してもらうとかですねいう仕組みが取れないかとか。

あとは、その農業のためですね奨学的な制度の中で、具体的にそういう本当に支援をするためですね、お金を貸与しながらでもやれる方法は取れないかとか。もちろんそういったときには、例えば保証人をつけてもらうとか、そういう町なりのガードを張る部分は必要かと思いますけど。

それは漁業にとってもやはり一緒です。漁業の分野でこういう方たちに次に、また新しい船をですね乗って、

自分でまた次の所へ頑張って発展していきたいとかですねという部分が私できるのかどうか、私ちょっと分からないですけど、そういう手だが、町としてのですよ。一次産業を守ろうとするならば、何らかの手がてが必要じゃないかなというふうに思うんですが。

この点、町長いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

一次産業についてでございますけれども。現在課長が答弁しましたように、林業につきましては若年層の森林が主でございますので、これからもまだ管理ということが主になってこようかと思います。

農業につきましてでございますけれども。これまでも繰り返し答弁申し上げましたように、いろんな制度設計をしているところでございますが、まずその行政と一般のその民間とのギャップがですねかなりあるといった状況でございます。といいますのも、今年度になりましてから新規就農者の研修事業の公募を掛けたわけでございますけれども、相当数殺到してくるのかなと、私が民間にいたときに感じた体感値で、いろいろな農業してみたいと言われる方がですね多数おられたといった、そういった体感値から予測すると、相当殺到してくるのかなと予測しておりますところ、定員2名に対して3名と。かなり就農したいというお話を聞くわけでございますけれども、実際その就農機会に対して、言葉はちょっと適切でないかも分かりませんけど食いついてこないといいますか、そういった状況でございます。

そういったところにどういった原因があるのかいうのをJAと何度も協議をさせていただきまして、幾つか打たなければならぬ点も見てまいりました。

1つは、まずこの新規就農者の研修事業からレンタルハウス整備事業への移行、いわゆる研修をして独立をするという、そのプロセスにかかる事業がしっかりと住民の方に周知されているかどうか。この周知徹底をまず図らなければならない。

それからもう1つは、農業、いろんな品目があるわけでございますけれども、その品目の平均収入、そういった情報提示が必要ではないか。そういうことがJAの方からご指導いただいたところでございます。それにつきましては資料整備ができておりますので、来年度の新規研修事業につきましては、そういった資料も添付しながら公募を掛けていく。そういうことで就農者を確保していくといったことが主たる政策となろうかと思っております。

またその住環境につきましてでございますけれども。お隣の四万十町辺りはそういう取り組みを先進地的にやられているようでございまして、先進事例も学びながら対応させていただきたいとは思っておりますけれども。特にうちの新規就農者の確保につきましては、相当四万十町と連携をする部分が多くございます。お隣四万十町にございますアグリですね、あそこの卒業生を何とか、四万十町よりも有利な一次産業従事の環境があるこの黒潮町で何とかやっていただけないか。そういうことを今後県と連携をしながらやっていくと、そういうことになろうか思います。

水産につきましては、先日も答弁申し上げましたように、とにかく沿岸漁業の中でもひき縄が非常に厳しいということでございます。これにつきましては、海洋森林課長が答弁しましたように、どうしても漁礁の設置による漁獲の向上を目指さなければ、なかなか既存の経営体の収入が確保できないということは、やはり住民の皆さんも重々ご承知でございますので、既存の経営体にてこ入れをいていかないと新規の漁業者の確保にはつながらないのかなと、そのように考えております。漁礁の設置につきましては24年度の設置に向け、現在

市場でデータ収集を始めたところでございます。

それからまた、カツオについてでございますけれども。繰り返し答弁申し上げましたように、佐賀漁港へのカツオ船の入港増へ向けた取り組みをやっていくつもりでございます。カツオ船の入港増が達成されたときにどういった雇用がどの程度生まれるのかということはまだ算定できているわけではございませんけれども、想定されますのは、市場での、あるいは漁協での雇用、あるいは今後、いろいろな業務が発生してまいります。活餌につきましても後継者を育ててまいらねばなりませんし、あるいは生活物資の供給等々、非常に煩雑な作業が想定されているところでございます。そういうことを全部積み上げて雇用につなげていかなければならぬと、そのように考えております。

いずれにしましてもこの一次産業、繰り返し申し上げてまいりましたように、行政としましては経営個体数の維持にとにかく全力を尽くしてまいりたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

この一次産業についてはですね、もう町長ご専門ですので、もう私これ以上申し上げることはないですが。今、四万十町と連携したりとか、県のお話も聞いてというお話をありましたので、ぜひですね、ほんとに実行力のある形で、さっき農業の方で5年で30人というお話をありましたけど、この人数がですね、せめて減っていっている分の数をカバーできるぐらいの新規就農につながるようにですね、みんながですね農業やるんだったら黒潮町に行こうとかですね、漁業やるんだったら黒潮町行こうって思えるような施策をですね打っていただけようにお願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問いきます。

2番目、体験型観光の目標人員と経済効果予測ということで。

ここですねまずお聞きしたいのは、現在黒潮町ではさまざまな体験型観光のプログラムがなされていると思います。それについて毎年ですね、私聞きたいのは、集客のためのですね目標人員が立てられているのかどうか。また、その年度末にはですね、それに対して例えば反省会を持ったりですね、次年度はじゃあこういうところを改善して、このぐらいの目標を作っていくこうという協議がですね、行政も含めて商工会とかですねそういういたところの間ですね、そういうお話をされているのかどうかですね、まずちょっとお聞きしたいんですが。

具体的にそういう目標人員なんかの把握とかできているんでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

下村議員の体験型観光の目標人員と経済効果の予測はということで、まずはですね、町内の体験型観光の取り組みの状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

体験型観光の取り組みについては、カツオの藁焼きタタキづくり体験やホエールウォッチング、修学旅行の民泊体験、またTシャツアート展、夏の夜空を彩る花火のシーサイドギャラリー夏、らっきょうの花見、潮風のキルト展、漂流物展、ビーチコーミングなど、多彩な催しに取り組んでいるところです。

現状としては、ホエールウォッチングは平成18年から21年までは2,400人から2,900人ぐらいで推移していました。本年については、残念ながら2,000人を割り込んでしまいました。カツオの藁焼きタタキづくり体験については、黒潮一番館完成の平成16年は2,097人から順調に入り込み客を伸ばし、本年は3,550人と大幅

に増えています。また、砂浜美術館のイベントについてはTシャツアート展、シーサイドギャラリー夏、らっきょうの花見、潮風のキルト展、漂流物展など、合計した入り込み客数が年間に約3万人から4万人と推計しております。

現状の主な体験観光の入り込み客数については以上となっておりますが、これに対する目標人員、経済効果の予測ですが、今のところでは具体的な数字で示されたものありません。

今後の取り組みとしてはですね、幡多地域には体験メニューが大変豊富にありますので、注目されています。その連携している幡多広域観光、今年度中に旅行業を登録を予定しております。幡多郡内への、特に修学旅行の体験旅行、また一般旅行の誘致に積極的に、関西や関東の旅行業者、学校などに誘致宣伝に取り組んでいきたいと思います。

また、砂浜美術館の方も今年度中に、旅行業の登録を予定しております。特に国際的になって旅行業者からも注目をされておりますTシャツアート展や漂流物展など、知名度の高い砂浜美術館のイベントを核にして、黒潮町を全国に発信し、カツオの藁焼きタタキづくり体験や天日塩づくり、現在、実証実験している田舎体験旅行、また今後は黒糖の加工体験など、豊富な体験メニューによって年間通した旅行企画商品の販売業務を計画しております。

ご質問の経済効果予測については、現在のイベントなどによる、ただ今説明しました集客数、これらに新たな取り組みを実施していくことで交流人口の拡大を図り、今以上の経済波及効果を地域にもたらしたいと予測しております。

単純な計算ではありますが、一番館、ホエールウォッキングについては、これは売り上げになりますが、年間3,500人来ていただいて大体体験料、それプラスアルファを見込みますと1,200万以上の経済効果があると思います。ホエールウォッキングについては、2,000人ということで、1,000万円以上あると思います。また、その砂浜美術館のイベントについては3万人、4万人ということで、これは経済波及効果となると、宿泊所とか食事、またはスーパー、コンビニなどのそういう商店で落とすお金の平均、大体まあ4,000円ぐらいとして1億2千万から1億6千万ぐらいの経済波及効果があるのではないかと思います。

また、その今後ですね田舎体験などによる地域での受け入れに取り組むことで、人の触れ合いによる高齢者の生きがいづくりにもなっていくのではないかと思います。それで金銭面だけではなくですね、目に見えない福祉面での経済効果も期待できるのではないかと思います。

今後は、砂浜美術館、商工会、町を中心に観光組織の再構築を図りですね、大規模公園や体験施設を活用した体験型観光による観光振興を図っていくように検討をしております。その中で、目標人員や経済効果予測など、具体的なことは検討していくようにしていきたいと思います。今の段階では組織強化を図ることがまず第一で、その数字とかそういう具体的に示されたものはできていません。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

具体的にですね将来についての目標的なものはまだちょっと作ってないということでしたので、室長にぜひお願いしたいのはですね、やはりですね年次計画であったりとか、何年後にはこういう形にしたいとかいう目標を作つてですね、毎年それについてのフィードバックというかですね、具体的にそれが達成できたのかできなかつたのかということを含めて、その方向性が合つてのかどうかもですね、検証はやっぱりしていかないかんと思うんですよ。

町長の来年度に当初で上がってくるだろうその目標の中にですね、例えば、こういった体験型観光の交流人口はこのぐらいの数字を見込みたいとか、具体的な裏付けはここにありますっていうんですね、詳細なデータは室長が作ってあげて、それを町長が盛り込んで、こういう方針でいきたいと。この町はこういう形でやっていきたいという形はやはり作るべきものであるし、それがやっぱり検証できるシステムがないのがですね、私一番、何ていうんですかね、取りあえずやってみた結果が今お話を伺った何千人かが来て、一千万が落ちた、1.5億円が落ちたとかですね、がこの地域にもたらされたとか、そういうお話がこう結果として表れるだけのことであって、具体的にやはりこういうふうな目標持ってやったからこそ、この結果が出たと。だからこそ、来年度はここへ重点的に力を入れていくんだというですね、その形がやっぱりないとですね、私は行政がですね主導していく中において、結果オーライだからいいじゃないかっていう形じゃあ、私、ちょっとといかんと思うんですよ。

そのあたりについて町長、どう思われます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

目標設定の必要性につきましては、議員と同様の認識でございます。

それからこの観光でございますけれども。室長も答弁しましたように現在ですね、一番課題となっておりますのは、まず取り組むための組織づくり。現在、観光を受け入れる窓口が非常にあいまいになっておりまして、週明け21日に商工会、それからNPO砂浜美術館、それからうちの商工と、それから僕、副町長で、窓口の協議をするようになっております。それぞれ商工会、あるいは砂浜美術館の方にも思いがあろうかと思いますので、一度、三者の思いをまず出し合ってみてとこうすることになろうかと、そのように考えております。

それから、この目標設定のために数値設定でございますけれども。なかなかこれまで行政が取り組んでこなかった部分であると、そのように認識しております。この目標設定を数値に置き換えるためには、やはり専門分野の知識を持った人材が必要であると、そのように考えております。

先日、答弁致しました産業と雇用のグランドデザインを描く企画を若い職員が上げてきていたのでありますけれども、その中にはやはり中小企業診断士、税理士、あるいは銀行等々、そういった専門知識をいただく機会を設けると、こういった企画となっています。そちらも少し時間はかかりますけれども、そちらの方ではきっちりした目標設定を数値に置き換えて皆さんにお示ししなければならないと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

町長の方からですね、大変前向きに具体的な数字を出していただけるということですので、ぜひその方向でお願いします。その数値を出すということはですね、今度は評価される立場に変わりますので、それを出したことによってですね、逆に言えば自分たちにその手足を縛ると言ったらあれになりますけど、自分たちが本当にやらないとですね、そこの評価がどういう結果をもたらすかということになりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

じゃあ次、最後にですね、スポーツイベントの関係を質問したいと思います。

スポーツイベントを通した商業振興の方針ということで、これにつきましてはですね、以前から先輩議員であったり同僚議員がですねこういったことを取り上げてですね、何度かこの一般質問の中でもですね聞いてい

ると思います。

そこでまずですね、私ちょっとお聞きしたいのが、例えばこの黒潮町の中でですね、黒潮町長杯ですかですね、黒潮町教育長杯とかですね、そういう冠のついたスポーツ大会ですね、どの程度あるのか。

町長と教育長、記憶にある範囲で構いませんので、ちょっとお答えいただけますか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

数についてはですね、幾つあるということは、この場でちょっとお答えはできませんけれども。

スポーツイベント、かなりの数がございます。例えばですね、これから先は町民駅伝とかですね、それから佐賀の方で行われます少年駅伝もありますし、夏場であればですね、特にアクアスロンなんかは大きな事業でございますし、それから秋口は県民スポーツフェスティバルの関係で、さまざまなスポーツを行っております。個別の団体で競技を行うということにもなりますし、その全体としてはですね、町が行っております事業がありますけれども。

何々杯という形で、付いた行事が幾らということはちょっとお答えできません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

すべてを把握しているわけではありませんけれども、パークゴルフと、それからグラウンドゴルフにあつたように記憶しております。

それからまた、パークゴルフのうち年2回の大会のうち1つは教育長杯であったと、そのように記憶しておるところでございます。

ほかにつきましては、残念ながら現段階におきまして認識できておりません。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今、町長と教育長の方に、ちょっと通告書に書いてなかつたんで、それはもう無理だと思うんですけど。

記憶の中にですね、そういうたやつぱり町長とか教育長が主催をして、町民であつたり、その県内外ですねいう人たちに呼び掛けて、そういうたスポーツ振興をやってる部分が、その認識としてですね、まずあるのかどうかということをちょっとお聞きしたかったんですけど。そのあたりはですね、私も大体こんな感じのものかなと思う程度というか、そういうた内容をいただけたんで、やはり認識として一緒なんだなあと思って、今聞いていたんですが。

以前からですねやっぱり言ってるように、そのスポーツの部分を通して特にこの黒潮町はですね、その西南大規模公園の中でもスポーツゾーンとしてやっぱり位置されてるわけですので、本当にスポーツ施設が充実していますよね。そこをいかに活用するかで、ここの先ほどの交流体験、観光の体験される方なんかも含めてですけど、その交流人口を増やすかどうかっていうのは、やっぱこの部分に懸かっているように思います。

ぜひですね、そういう意味においても、そのスポーツ施設を十分に活用するためにはですね、やっぱり町としてもですねそういう冠の付いた、黒潮町長がここは主催してこういう、例えば剣道大会をやっています

よとかですね、ソフトボール大会やってますよとか、野球大会やってますよとか。で、教育長にしてもおなじような感じで、町自らがですねこの施設をこういうふうに活用して、人を呼び込んでいるよっていう姿勢をですねもっともっと強く見せないと、ちょっと弱いのかなという部分をちょっと感じます。

スポーツを通して、人がですね相当動きますね。ひとつの、例えばバレーボールなんかをやるにしても、うちの黒潮町からですね、ほかの県外の方に行ってお話を聞いたら、ほんとに何百というチームが集まっていますね、そういう大会をやってると。そういう大会をやつた所では、そこに例えば送迎するお父さんであつたりお母さんであつたり、そういう人が付いていく。また、自分の子どもが選手、また孫が選手として出てたら、おじいちゃんおばあちゃんもそこに付いていくと。いうことで、1つのチームでもですね、もうと何十人という人間がですね、そこに行くわけですね。それが、例えば100チーム、200チーム集まれば相当数な人間が集まつて、その人たちが動くだけでも経済効果というのはものすごい大きいものがありますよね。

そういう意味において、町長にぜひそこの部分考えていただきたいのは、そのさっきの体験型観光も含めてですけど、いかにその交流人口を増やしていくかということの1つに、このスポーツの活用ということは避けて通れない部分だと思うんですが。

あのあたり町長、どういうふうに認識されていますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員ご指摘のとおりでございます。

黒潮町の、特にこの大方地域が抱えますこのスポーツ施設につきましては、当町における非常に大きな武器だと、そのように考えております。

それから交流人口の拡大につきましてですけれども。先般、ファイティングドッグスの武政社長がおいでいただきまして、お話をさせていただきました。現在、2月6日から11日までの6日間で調整をしているところでございます。この6日間のうちに、1日は少年野球教室に、それから1日は町内PRに時間を割いていただけるということで、これから詳細についての協議を重ねていくことになろうかと思いますが、そういう感じで進んでいるところでございます。ただし、今年につきましては、誘致費用が予算化されておりませんので寄付で対応すると、そういうことになろうかと思っております。

また、その他のスポーツイベントにつきましては、就任させていただきましてからこの8カ月でなかなかこのスポーツにつきましては、私自身が取り組んできておりません。最も取り組んでまいらなければならない分野と認識しておりますが、残念ながら物理的な理由で、現在まだ取り組んでいる経過がございません。今後、いろいろな方にお伺いしながら、どうやって交流人口を拡大していくのか、またその交流人口が結構当町はございまして、何十万人という交流人口があるわけでございますけれども。住民の皆さんのがその経済効果を実感できないといったところが現状であろうかと、そのように考えております。交流人口の拡大がしっかりと経済波及効果に結びつくように、そういう形を取っていくべきかなと思っております。

それからまた付け加えますと、地元のサーフィンをされている方々の組織がございますけれども、そこと2度協議をさせていただきまして、今年、少し小さなローカル版の大会をさせていただいたわけでございますけれども、その収支を出していただけるようになっております。

今後、そのイベントを通じた経済波及効果が見込めるとなれば、少し町という冠も付けていいのかなと、そんなに考えております。まだ協議を要するところでございますが、来年はやることは決定しておりますので、それに町が関連するかどうかということでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

前回までとですね、ちょっと質問の切り口を変えたんで、前回までは当時の教育次長に質問をしてですね、にしたら、ほとんどみんなぱっさり切られてましたので、今回はですね町長へ、ちょっと切り口をえていつたわけなんんですけど。町長の方はですね、基本的にスポーツの分野を大事にとらえて、もちろん教育長、全然スポーツを大事にとらえてないというわけじゃないですが。そういった産業振興の部分と合体させながらですね、この町のひとつのその交流人口拡大の手段に使っていただけるという方向で前向きに、ちょっと私はとらえたんですけど。

ぜひですね、そのときにですね、教育長、今度お願ひしたいんですけど。もちろん福祉の増進であったりとか、教育的観点からということもスポーツの振興、大変大事なんんですけど、そういった産業の分野でも大事なことがあるということで。

ぜひですね、今度は教育長杯なんかでそういったうちの、例えば黒潮町の中で特に教育長が頑張ってやつてあるところをちょっと今回応援してあげたいとかいう所があればですね、ぜひそこに教育長の冠も付けてですね、トロフィー作ったりとかいう部分で協力しながらですね、いろんな県内外から人を呼べるような、例えばサッカーなんかにしたらものすごく、黒潮町の中でも大方はずっと優勝したりして、県内でもすごく認められる存在になってますよね。そういう意味において、今回はそしたらこれを黒潮町でやろうということで県内外呼び掛けて集めるとかですね、ぜひそういった方向でですね前向きに検討していただきたいんですが。

答弁いただけますか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

教育長はスポーツに協力があまりないということでございます。決して前向きでないというわけではございません。

例えばですね、今年はですね夏場に行っております黒潮カップ。これはソフトボールと、それからバレーボールでございます。県内各地から大変多くの方が集まって、2日間にわたって行っておりますけれども。これについてもですね、新たに優勝旗とカップを今年作ってですね、行っております。そういう意味で、いろんな大会、子どもたちの大会もございますので、そういったものについてはですね、できるだけ積極的に取り組んでいきたいと思います。

それから、そういう大会の中で、例えば冬の町民マラソンについてはですね、走った選手にぜんざいなんかを振る舞っておりますけれども。これもできれば委員会サイドだけでなくてですね、そういう形で協力ができるような体制になればですね、もっと盛り上がっていくのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

誤解があつてはいけませんので、教育長が全然スポーツに協力的じゃないということではありませんので。

今後もですね、今お話をいただいたようにいろいろな形で、もちろんいろいろな協力されていることを私も知つてますし、今お話をいただいたように、スポーツの分野で応援してくださっていることも知っています。

ぜひですねその分野でも、今度産業と一体になって、今教育長が言わされたように、今度町長とですね一緒にですね、おなじような方向性に向かってですね、協力体制作れるように。また、そのときには商工会が絡んだりとかですね、いろんな分野で、もう町全体がですね盛り上がっていくような方向で、ぜひ取り組みお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩致します。

休憩 10時 22分

再開 10時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。

1問目は、生ゴミの収集についてをお伺い致します。

これちょっと、元来なら部落の区長の話になろうかと思いますが、その地区の方が困っておるという話を聞いて自分がその場所まで行って、地域の人に、1名でしたけどたまたまおった方にお話を伺いしたことに基づいて、ちょっとお伺い致します。これについては、窓口とは一度お話をしておりますので、確約というかそういうことについての質問になりますが。

まず1点目は、蟠川部落、これは蟠川っていっても米原、米原地区も蟠川の部落には入るようです。まあ一般的に考えたら、有井川からずっと入っていた奥の端にあるので、有井川の区分かなと思われるかもしれませんけど、部落としては蟠川で、これ蟠川は伴太郎、仲分川、米原、蟠川地区で1つの部落を形成します。

その米原地区についてですが、生ゴミの収集を窓口と住民の方から聞いた結果、一度お伺い致しました。そのときの窓口の話では、平成23年の4月より収集されると聞いておりますが、このことにつきましては、今現在でしたら、高齢の方は生ゴミを出すとこがないということについて、有井川の方へ持っていくとか、子どもさんが勤務のときに有井川の方へ出してもらうか、時には、蟠川の方回っていくときには、蟠川の方へゴミを出すようにしていただいておるというようにお聞きしました。

それで帰りにちょっと、一番最後の集落のとこでしたので、そこから有井川の駅の近く、一番見える所ですが、約8キロぐらいの距離があります。それで、勤務の車のトランクルーム入れるとしても、生ゴミですのではやはり問題があろうかと思いますし、なぜかしらん5週に一遍でしたかね、リサイクルの収集はなされておるようでした、収集場所がありましたので。

この方の話を聞きますと、お嫁さんが入野の方へ勤務に行っての関係で、その朝には持つていっていただいているという話を聞きしましたので、このことについては即窓口と話をしました。そのことは、この事業については23年の4月からは開始致しますということですが。

この事業について確実に実施されるかどうかのことだけをお尋ね致します。これは地域の住民の生活の上に

おいても大事なことだと思いますので、確実にそれが実施されるかどうかについてをお伺い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

それでは森議員のカッコ1番のですね、蟻川部落の米原地域の生ゴミ収集は23年度から収集と聞くが、確実に実施されるのかについてのご質問にお答え致します。

米原地域への生ゴミの収集につきましては、議員もご承知とは思いますけれども、現在黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例規則第7条によりまして、収集区域から除かれておるところです。

もうこういう形になってから何十年もたって、過去のこととは詳細なこと分かりませんけれども、高齢化の進展や環境保全といった形からですね、また一般廃棄物については町の処理の責務とされておりますので、23年の4月から実施していきたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今、課長の方から明確な答弁がありましたので、これについては終わらせていただきます。

2問目ですが、ふれあいサロンということについて取り上げますが。

これは部落内の高齢者の方々が集う場所として、大体3カ月に1回、年4回くらいの割合で、各集落でふれあいサロンを開催されておりますが。ただしこれ、すべての町内の部落で実施されていることではないようでございます。それについては、すべてではないということは把握しております。それで、実施されております集落の件数とかの問題での質問ではないので、そのへんはご理解いただきたいと思います。

大体その内容と致しましては、役場の保健師さんが見えられて、まず血圧測定を皆さん、毎回来られる方はノートにして、それぞれの血圧をその都度の測定をつけておりまして、それが済んだ後、個人的に込み入った健康相談等を受けた後、レクリエーション、いろんな健康体操とかいろんなもうもうのことが行われた後で、3カ月に1回くらいの割でみんなが集うて、昼食会ということを開かれてると思います。それで、大概の部落でもその補助金が出てますけど、お弁当代として200円程度は頂いておるがやなかろうか。私の錦野地区では、お弁当を取られる方については200円を頂いておると思います。大体の集落でも、おおむねそのような流れで行われてるというように私は思っております。

そのふれあいサロンも、部落内での昼食を準備されようのは、ほとんどボランティア組織がやっております。まあ、これについてもまだまだそういう組織がないこともあって、役場とは別個に社会福祉協議会などがその地域で根付かすために開かれておるようでございます。

先だって私会がありまして、保健福祉センターでおりましたところ、隣の調理室の方で何か準備しておりましたんで、何があるかということでお伺いすると、蟻川地区でのふれあいの昼食をこの前の保健福祉センターの2階で準備してるということをお聞きしました。

それでいくと、蟻川にもふれあいセンターという名称のものもあるし、部落の集会所もあろうかと思います。その中にも、調理室はかなり完備されておる。ない集会所なんては、まず考えられないんですが。大概の集会所とか、まあ集会所いっても名前はいろいろあります。地域によって、その都度予算の下りる所で作ってる関係で、名称はいろいろあります。私の地区錦野については、集会所という名前で使っておりますが、表の看板

は黒潮町老人憩いの家という大きな看板かかっております。これはそのときに集会所を造るための、国の補助金がない関係で老人のものだったらお金が出るということで、そういう名目で造っておりますので、看板は集会所じゃありませんが、そこにもきっちと調理室はついております。そこで皆さん地域の方が出てきていただいて、準備はされております。

一番私が思ったのは、何で蟠川地域にもそういう施設があろうかと思うにもかかわらず、場所の違うここで調理がなされているのか。作ったものは時間が経過しますので、できればその地域でその地区内の集会所で作るのが一番安全であり、またいいのではなかろうかと思うんですが。まあ私が一番考えますのは、なぜその地域で行われておりますそういう地域の行事に、その地域内で作ることができないかについて。どういう関係でその利用ができないのか、またはほかの事情があろうかと思思いますけど。

まあ、なぜここを利用せないいけないかということについて、まず1点先にお尋ねします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

森議員のふれあいサロンについてのご質問にお答え致します。

各集落の単位で地区ふれあいサロンが行われておりますが、それぞれボランティアの皆さんの協力を得て実施しております。本年度からはですね入野本村、田野浦部落でも始められておりまして、保健衛生係が行っているものは町内24カ所で行っております。議員申されましたように、主には健康相談、またレクリエーション、昼食会、昼食会はすべてではありませんが、そういうこと。それから、高齢者の皆さんのが集い交流するということで、介護予防等に努めております。

これは地区の実質的な活動組織ができている地区でありまして、この立ち上がってない地区についてはですね、社協のボランティアの皆さんによって、ふれあいサロンを行っております。町内では社協で行っているものが6カ所であります、大方地区、佐賀地区それぞれ3カ所、社協の調理ボランティアの協力を得て実施しております。大方地区においてはですね、蟠川地区、奥渕川地区、上田の口地区で社協にお願いしております。

ご質問の蟠川地区の施設利用がなぜできないかということでござりますけど。地区サロンの取り組みが今、蟠川ではできておりませんので、社協のボランティアの皆さんのが昼食を準備するにですね、この保健センターの方が調理設備も整っておりますので、この方が便利がよいために、現在はこの施設を使っておるということでございます。

町内にもほかの集落でもですね、集会所の設備が整ってない所は、保健センターの調理実習室を使って準備を行っております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の課長の答弁は大体私が考えてた想定内ながですが。

なぜこの質問をさせていただいたかということに、1つ疑問点は、これは私が持った分もありますけど、その場に居合わせた住民の方から出た言葉としてありますのが、蟠川地域は新聞にも取り上げられるに、月の第1と第3の火曜日にいわゆるモーニングサービスということで、そういう取り組みをなさっておる団体があるにかかわらず、どうしてこのように調理室を使われてやつておるかという、そういう声があります。すべての方とはいいませんよ。たまたまその居合わせた方が蟠川地区でやられてる、いわゆるモーニングサービスを実施されていると。なかなかすごいことをやつておると思います。それはほとんどモーニングっていうので、恐

らく低額で出した場合は、ほとんどもうけという部分は出てこないと思います。それにかかわってやれる方がおいでにかかわらず、何で蟠川地区のふれあいサロンの食事がここで作られてるか疑問視。

これが蟠川で、そりや確かに社協の方が皆さんにお願いして来ていただく。そういう利便性からすると、課長の言うとおり、この施設の方が利便性、集まるにもよろしいでしょうし、調理室そのものが大勢の人数作るだけのスペースもあります。調理器具もそろっております。そりや分かっております。

問題は、地域にそういう組織がないといいながら、その方に言わすと、何でこれには参加できないがでしょうかという疑問点ながですよ、他の集落の住民の方の。

今の答弁でいくと、そのための準備をしているということですので、それならば地域の方もここに来て、作られていくんでしたらそういうように準備ができるいくと思いますが、すべてを社協の方のボランティアでやっていくことになると、地域でのそういう取り組みに対して、なかなか芽生えてくるものがないのではないかでしょうか。

実際に、これ私のとこの集落のことを申しましても、ほとんど高齢者の方が一緒になって作って、済んだら自分もそこで健診も受けるし、全部レクリエーションもやり、そして昼食をして、後片付けをして、帰っておきます。うちらの集会所ってほんとちっこいですよ、炊事場は。それでも20人程度から20数人程度のものは賄っておりますので。

一番私が疑問に思うのは、そうやって地域に根付かしていくことはものすごく大事なことだと思います。そうやって1つの地域で興し、次の地域で興し、確立していくことはものすごい大事なことだと思います。そして地域の輪で支えて、そういう高齢者の集まる場所で時間的なものは許す限り、大体がほかの地域もいろいろあろうかと思いますけど、高齢になってくると出たがらなくなってきて、家の中の引きこもりになる可能性があるので、せめて三月に1回ぐらいはみんなのところに集まって、という形で始まったと思うんです。やっぱり、人との会話、しゃべるということが一種の認知の防止にもつながっていく部分があろうかと私は思っておりますので、それはぜひ方々のところで興していただかないかんがですが。

できれば今回なんかでも、地域のものを利用してやっていただいたら、こういう問題はなかったと思います。まあ社協の方もお願いして来ていただいく以上、やはりボランティアの方の利便性いうことは大事だと考えますが。たまたま新聞にも取り上げていただく、それから民泊もやってる。そういう状態の集落だから、ほかの地域の人にしてみたら、何でできないんだろうかという疑問があるわけですよね。役場と切り離された社協のやってることだから、役場としての答弁の仕方ができない言われれば、言われるかもしれませんけど。そういうようにせっかくいいことしてる地域でありながら、逆に反面は、ほかの住民からするとなぜだろうかと。そういう面が見えますというか、そういうように見られますんですね。

せっかく蟠川地域が一生懸命になってその地域おこしのために、小学校を民宿ができるように数年かけていろんな手続き取って、民宿ができるようにしましたよね。まあ来年、再来年あたりには2年ばあかけて、その地域できちつとボランティア組織をつくられていって、そして完全に福祉課の方の事業の中に組み入れられていくとは思います。目標として、何年ぐらいしたら、地域でやっていただけるように行政も社協とかかわっていって、沿うようにしていくのか。

ちょっと内容が飛んだかもしませんけど、そのへん含めて分かる範囲で答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

議員の質問にあります蟠川の支援センターについてはですね、指定管理の契約において、部落と町とで契約

しております。これは高齢者の介護予防施設または交流、研修の場、憩いの場という形で利用していただいております。

住民組織で自主的な活動がその面ではできておりますが、現状ではですね、地区ふれあいサロンについての地区全体のですね、そういう意識付けができるないということで、現状では社協の方にお願いしているという状況ですので。ほかの集落でも年3回、4回程度の開催ですので、今後ですね、地域の意向も聞く中で、自主的な取り組みができるないか検討していきたいと、地域にも働き掛けていきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で、今後地域でできるように取り組んでいきたいということあります。

1つだけまた再度質問させてもらうがですが。いわゆる燧川のふれあいですよね、ふれあいの里ですかね。あこについていわゆる委託の契約、指定管理者制度を取っておりますということですので。そういうところで指定管理でやってるけど、私の問いたいのは、その施設が毎日使ってるわけじゃないと思います。宿泊があればできないと思いますけど、そういうように空いちょう日にあってもその調理場というものがよね、指定管理の関係で部落でやるときに使えないのか。今現在は、いわゆるボランティアの方々、社協の方のボランティアの方々のご足労に対して、ここへ出てくる方が利便性が高いということでの利用ということですけど。一番私が思ったのは、その調理室がいい調理室があろうと思うにかかりわらず、そこでなぜできないかということについては、今答弁の中でも逐一細かに言っていただきましたんで、ある程度理解はできますが。

今後、仮にこれを地域として、事業として運営していくいうたときに、この今指定管理にしております施設の調理室を使って、そういう部落の取り組みが無料で、使用料なしでやっていけるものか。これもいわゆる施設やから、普通、集会所なんかでしたら無料ですけど、指定管理の関係があろうかと思いますので、そういうどこも含めて結局無料で使えなかつたら意味がないんですね。ボランティアで支えて、下手したら部落の方からも個人からもお金を出し合って昼食を構えないかんような状態のところで、まだ使用料が要るということになつたらあれやけど。これは当然町の建物ですので、町としては無料で開放すべき施設であるけれども、そこに指定管理というものが加わってる関係で、今後もし燧川地区すべてをやろうとなつたときに、その調理室を使い、ふれあいはどこでやられるかもちょっと場所まで確認しておりませんけど。そういうことが無料で町の施設であるが、あるけども指定管理になつちよういうと、ちょっと複雑な部分があろうかと思いますが。

そのへん今後、もし地域がみんなで立ち上げて、みんなで支えて、地域でやろかというときになったときに、それを無料開放で使えるのか、有料になるのか。そのへんについてちょっと課長はあれかもしれないけど、町長の考え方としてそれは無料で使えるようになるものか。指定管理がなかつたら当然町の建物ですので、空いてるときやつたらそういう部落のそういう福祉関係で使われるのでしたら、無料開放が建前だと思いますが。ちょっと僕も指定管理が入ってる関係でそのへんのあれば、地域のそういう高齢者のふれあいの場所として部落が事業としてやるときに、そこが無料で使用できるかどうか。

ちょっと課長よりも町長、もしくは副町長の答弁をいただきたいんですが。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

すみません、私の方から先に。

利用料の徴収についてはですね、指定管理の中で減免する場合には町と協議するということになっています

ので、無償にする場合はそういう協議の中で決定していきたいと思います。

それと、現在行っている社協の調理したものはですね、支援センターを使わずに集会所ですよね、生活改善センターを使ってふれあいサロンを行っておりますので、若干そのへんは場所が違いますので。今のふれあいサロンは生活改善センターを使って行っています。

(森議員から「今のがは、ごめん、休憩になるけど。今、課長から」との発言あり)

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11時 13分

再開 11時 14分

議長（小永正裕君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

森君。

10番（森 治史君）

町長にお伺い致しますけど、今明確な答弁はありました。いわゆる申請出せば、その施設も無料で使えるということです。

確実にこのふれあいサロンがよね、集会所でやられるか、そこでやられるかは、ちょっとまだその流れがありますので分かりかねますけど。もし、設備の整うたいい所でやりたいと、集会所よりもふれあいの里の方が多いということになった場合ですよね、部落の区長からそういう申請があれば、町としては確実に申請を受け付けて無料にできるのか。大体集会所でやってるようですので、今も。確実にそちらが始まったからいうて、そちらが使われると思いませんけど、課長答弁のとおりでよろしいんでしょうか。

町長にお伺い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在、あいの里、ご承知と思います。住民組織で自主的な活動をされている所でございます。

この場でですね、町がこうですということを申し上げるべきではないと、そのように考えております。まずそういうことがございましたら、現在の組織とまず協議をさせていただくと、それがたてりであると、認識しております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

課長は今の答弁の中では、申請によっては減免ということを言われましたよね。そういう答弁でしたよね、ふれあいの里使う場合に。

(健康福祉課長から何事か発言あり)

それができることでしょ。協議ですけど、申請出したときにはそういうことができるんですけど。まあ協議せな分からんということですけど、町長の答弁は。まあ向こうも無論、それはいろいろあろうと思うけど。町としての方針としてよね、そりや協議した結果かしらん、もう委託しちょうけんないということでしょうかと、思いますけど。

これについては今後、課長が言うように、随時その地域でやっていけるように組織づくりをやっていくとい

うことですので、それについてはあれやけど。炊事場はありますよね、集会所として使われている所にも炊事場ありますよね。

まあそういうことで、できるだけ地域のものは地域でやれるようにということで、そのへんを早急に地域で構築し、地域内で支え合うということでやっていくということの検討で、よろしくお願ひを致します。

3問目に入らせていただきます。

これは1と2に分かれますので、まず1からやらしていただきます。

光ケーブルの事業、テレビって書いてますがこれは光事業のことですが。まず1問目に問わしていただきます。光ケーブル事業についてですが、現在加入促進に向けて臨時職員さん6人ぐらい雇って、雇用等で取り組まれる中で、町内各地に入り、再三同僚議員からの質問でも全戸に入って説明をして回るということで取り組んでおるということですが。

その説明に回っているよりも、その以前の、町の取り組みが問題があったかなというように考えております。これなぜかといいましたら、住民の方から聞こえてくる声につきましては、説明に来た方が、今加入すれば、ケーブルで見えるデジタル放送は無料になりますと。これは一度、すぐに担当課の方に行って話をしています。このように混乱していますよいうことで話をしております、これにつきましては。ほんじやけん、毎月の利用料が要らんがやつたら加入した方が得などとか、そういうような話が流れたとか。今は知りません、私が聞いたが二月くらい前ですので。

それとまたケーブルにかんすれば、ここが一番分からんがですよ。ケーブルに加入したらテレビがきれいに見えるいうて。この説明が、それをかなり受けちよう人がおるみたいですがね。そういう説明を受けたと。地デジっていうのは、映るか映らないかの二者選択だと思うんですよ。それで、普通の家庭のアンテナでも、電波さえあればテレビがアナログをチューナーで変えたらそれだけ画質落ちますけど。地デジのテレビ買うて普通のアンテナで見てもよね、私思うには光できてもね、映る画質はそんな、テレビさえ地デジのハイビジョンタイプでも買うておけば、あんなもん家の電波で受けろうがケーブルの光に加入しようが、映るものには誤差はないと思うんですがね。

映らない地区に行って言うんだったら結構ながです。それが映る地域の所でも、そのような言葉での勧誘があったということをお聞きしたんですね。まあそういう説明があったということは、今現在その仕事で行っている人は1ヵ月ぐらい自分らあは教育受けて、研修受けて出ておりますと。そのために知識も豊富になったんで、行ってもやはり町の今までのパンフレットその他とか、いろんなもろもろのお知らせとかの部分がうまいこと伝わってないと、住民の方に。それでではなかろうかと思うんですが。まあ私素人んですけど、電気屋さんなんかに聞くと、電波さえあれば映るか映らないかの二者選択だと、そういうことに聞いております。これ、光ケーブルに入らんでも、電波さえ来よりやあきれいな画面で見られると思うんですがね。

今までの役場の職員さんらの説明、その他の方々の説明がどのようになっていたのか。料金が無料になるとということは、先の同僚議員は、お試し期間で無料にすべきだということがありましたけど。裏腹に言うと、これ無料にすると一般財源の持ち出しになって、そうなるとたとえ1年であれ、これは住民からものすごい反発を受ける。それを加入促進に使う場合は。そりやあもう住民からものすごい反発が出ると思います、無料化というのは。それはいいことですけど、映る所の住民からしてみたら、我々の税で払うがかよと。赤字部分を補てん、そのあれは見るがかよということになってきます。長い目で見ればどうのこうのじゃなくて、今、こんだけ生活が困窮しちようと、目先のことしか考えないのが人間ですよ。やけん、そういうことはまずあり得んこととして考えております。ただ無料というのは今加入したら、テレビでなくって加入料が無料だと言うべきところのあれが、うまいこと伝わってないがじゃなかろうかと、私は考えております。

私これ、地デジには反対しておりますけど、告知端末について問い合わせがあった場合は、必ずテレビが映りますか、インターネット致しますかというようにお伺いして、テレビは映りようと、年がいちょうけんインターネットしませんと。告知端末機は入ったら無料ですし、重要なこともありますよ、というようにお話をします。勧めます。けど、その方が私は要らないというように拒否された場合は、二度ぐらいはもう一遍考えてみてください、必要ありませんかって。必要なと言われたときには、そしたらもう入る意思がないなら入りませんよに、役場に知らせてくださいというようには言っております。そういうことでは、告知端末については私は極力、住民の方のプラスになるという考え方で説明はしておりますけど。

今の現在入っておられる臨時職員の方々について、きっちと十分な内容の研修をされて説明に当たらせるかどうかについて、お伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは森議員の一般質問、ケーブルテレビについてのご質問にお答えしたいと思います。

質問の中はですね縷々（るる）ありましたけれど、まず、一般質問通告書に基づいての答弁をさしていただきたいというふうに思います。

この事業はですね、議員からもいろいろなご指摘を受けながら、より良いものを作ろうということで心掛け手対応しております。また、住民の皆さんにはですね十分説明し、ご理解、ご協力をいただくことが最重要課題であるということで、いつも言っておりますけれども、一戸一戸必ず訪問、説明するとの考えですね、ご質問にもありましたけれども臨時職員を雇用して、周知を図っているところでございます。

現在までに全戸への訪問は済ませていますけど、不在の方、あるいは再度の説明を受けたいというようなこともありますので、今後ともですね面談をして説明をするということを基本に、周知を図っていきたいというふうに思っております。

そうした中でのご質問の事項ですが、町からの指導は、町民の皆さんに周知するために本年8月に作成を致しました、また全戸配布致しました黒潮町光ネットワーク加入のご案内というパンフレットを基に行っておりまして、その説明に基づいて指導をしております。従って、職員によるご質問のような説明はなかったというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の課長の答弁では、説明には職員はかかわってないというようにお受け致しますが。住民の方については、逆に言われんですが、地域に入って、職員が入って説明を始めてますよね、何回か。学校区、それから部落単位でやってますよね。そのときには、その時代はすべて職員が行って説明してるでしょ。光ケーブルにかんする説明は。そやないですか。当初から雇うて、その方々に任してないでしょ、加入促進。そのときには加入促進にはなっておりませんけど、いわゆる事業計画に対しての説明会いうものは、すべて町の職員の方々が夜間出ていって、住民の方の場で説明したがじゃなかつたですかね。

住民にしてみたら、今じゃなくて過去であれ、町の職員から聞いた話もひっくるめてが説明になってるんですね。今みたいにそういうことについては一切入っていいってないということで、全戸に回ってるのは職員でありませんという答弁だったと思うんですけど、説明に。けど、住民の方にしてみたら、それ以前の説明会も

含めて全て役場がかかわってきた、この事業に対する説明のとこからが全部役場の説明なってしまうんですよね。そういう分も含まってるということもあると思うんですけど。

とにかく、きちんとした住民が混乱せんような説明、映る所には、映りよう所によねアンテナ立てたらそのまま、今のUHFのアンテナで十分映る所へ行って、加入の促進はやめてくださいねということも含まって、私の場合は。

仮に、ちょっとこの間、高知新聞さんにCSを含めた対応のことで載っておりましたけど。CSは確かに有料ですので、入れて流したかて見る分には全部契約が掛かりますので、その都度1チャンネルにつきなんばかずつ払わんと見えません。まあBSがついちょっとしたら、NHK以外有料でない4から8チャンネルの間は無料で見えますよね、BSも。あと、CSなんていうのは全部1チャンネルずつの契約ですので、大体1チャンネルで約900円ぐらい要るかな、基本料金とあれとで。そういうもん含めたときに、CSなんかもそういうて言われても、それ別個に払うんやったら、映る所やったらCSアンテナ上げたらそのまま、3万掛かったかて安うつきますよ、後々考えたら。アンテナ1本上げて2万5,000円払うても、1,050円とプラスアルファ、1,050円を3年払わざったらアンテナ代出できますのね。

私が一番お願いしたいのは、住民の方々が混乱するような説明はしないでいただきたいということと、それだけの研修を受けた方を入れて促進に回られているかどうかについて、再度答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

基本的にですね、当初この周知を図るために回ったのは、夜間も含めまして職員で説明会に各集落をやらさせてもらいました。しかしながら、この事業を推進する中でまだまだやっぱり周知する必要があるということで、全戸、一戸一戸訪問しようという基本に立ちまして、現在そのように対応しております。

従ってですね、8月に出したパンフレット等の説明ということですので、基本的に町の考え方そのものですね、皆さんに基本的には伝わっておるというふうに考えておりますので。今後とも、そのような説明をしていくように指導したいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

総務課長はパンフレットで皆さん知ってくれた言うけんど、そのパンフレットが分からんで困ちようがでよね、皆さんもうろうた方が。それぐらい、役場の行政のやった説明の態度と住民との間にものすごい溝ができるちようがですよ。それを埋めるために今、回らしているということだと思いますので。

この件についてはこれで終わりまして、2点目の、これも光ケーブルにかんすることの中の一部になりますが。これほんとは共同でなくて共聴というのが本当やけど、まあ住民の方は共同と言いますので、共同というようにアンテナのことを表現させていただきます。

現在、アナログ放送を共同アンテナを利用されているある集落では、今度の地上デジタル放送の開始から、意外とデジタルの電波が受けれることで自前のアンテナを付けることで、その地域の多くの家庭の方が直接見れるようになったと、テレビが。現在その中でも、全体で言えば4件らしいんですけど、そのブロックが違うみたいで、その1つのブロックの中では2件のおうちが、どうしても電波が来てないと、家の近くに。こ

れも家の近くで取ったいうのも、家に付けることができんけど、庭先には電波が来てるいうようなとこがあつて受けてるとかいうことで、この地デジはもう映るか映らんかの二者選択、映ってるということで。どうしてもその先々、今から年金生活に入っていかなければいけないと。2軒でもかまんから、共同でアンテナの設置工事をしたいと。

一番の問題は、今の何万円かは出せても、生きちょうど限りの1,050円というものを延々と払うことに対して、年金生活も国民年金だからそういう不安を抱えてるので、できれば電波は来ようとは分かっちょうどけん、そこに2軒であっても共同アンテナの工事をしたいという話を聞いております、私が。

そういう方が要望すれば、町に、国の補助事業等を受け入れて、その2軒だけでも対応してあげれるのか。そういう考えがあるかについて。確か、あるはずながですよね。2軒、複数以上の所が共聴でやる場合については3万5,000円を超える額については国の補助、県の補助があるはずながですよ。その制度を利用できないかということながですが。その制度はあると思うがですが、ましそういうように住民の方から挙げてきて、それを受け入れるか。町は、光ケーブルやりようから一切そういうことはもう受け付けんとか、どちらでも構いません。その考え方をお聞き致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

2問目のご質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、この事業そのものが国の補助事業、あるいは県からは国の事業の割合で交付金をもらって実施しております。

ご質問のように制度そのものはございます。が、国、県、町もですね二重投資という部分に当たりますので、今のところご質問の、この質問の中では2戸ということですけれども、共聴アンテナをですね別に、町を介しての申請は考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

ないということですね。制度はあるけどする気はないと、二重投資になるから。いうことはもう、その2軒については、ずっと負担してくださいと、その負担が嫌やから、できんかっていうことを問うてるんですよね。

申請してみて国からはねられたが仕方ないでしようけどよね、それはある制度であればよね、やはりそれも手続き取ってあげるが行政じゃないですか。たった2軒ばあ放っちょけいうことですか。お金が要ったちかまんじやいか、お前ら払えやというのですか。その方々は告知端末には入るけど、テレビに入っての徴収料払うことに対して、長年払うことが不可能ながら、何とかしてほしいという気持ちを言ってるんですよ。

放っちょけということなんですね、そんなもん関係ないとことですね、光ケーブルしよるけん。役場は、行政は光ケーブルの事業やりようがやから、そんな細かいことにはもう関与せんよと。制度はあるけど、国も県も町も二重投資になるけん、ええいやいかと。

それはおかしなことになるがやないろうか。あなた方は、この光ケーブルは告知端末付けて福祉事業じやということでやってるんでしょう。それならば、その2軒にしてみたら、そのお金が出ていくことに対して将来不安があるから、何とかならんろうかということを言っているんですよ。

そういう考え方を組み入れて、せめて手続きだけでも取る気持ちがあるかないか。

再度お伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的には、先の答弁と同じものでございます。

なおですね、国の方の情報として、やはり国も二重投資には対応できないという情報を得ております。

それと、確かにその2戸であろうが、負担が増えるという状況にあります。それをいかにすることですね、町の方も減免処置ということを考えておりますので、その方の利用もぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今、課長の答弁では減免措置と言いましたけど、その方の収入がぎりぎりオーバーした場合には受けれんでしょう。受けれますか。全部基準があるでしょ。基準以下ならば受けれるけど、基準をちょっとでも超した家庭は受けれないでしょう。そこも含まるがですよ。

簡単に課長は減免制度がありますと言うけど、減免制度も全部に出すわけにはいかんから、一定の基準を設けてるはずです。そのボーダーラインの上を超したときに、しんどいんですよ。うんと超せば楽ですよ。その際どいところやからこそ、言ってるだと思いますがね。その方も年がいてきて、まあ70になって高齢になったら、それは高齢者でなるかもしれません。でもその期間は払わないかんと。その、年間1万なんぼと思われるかもしれませんけど。10年払えば10何万という計算ですよね。そういうところがあるから、こういう問題で住民の方が苦慮しようということを訴えたけど、まあ全然やる気のないと、しませんというものについてこれ以上質問しても、らちは明かんと思います。けどやはり、申請があればただ門前払いをせずに、きちんと書類を申請し、国からが出ないというようにしてあげんと納得がいかんと思いますので。そういうことについては、きちんと受付はして国に挙げていく、そういう手続きだけはしなければ、住民は納得せんと思いますので。そういうことするように伝えて、この問題は終わらせていただきます。

4問目に入らせていただきます。

これ国道バイパスについてと書いておりますが、これは人権にかかわる問題というように私はとらえております。

親の法要のために、県外から帰省しておりましたAさん宅に、訪問等の連絡もなく、何もないまま、まちづくり課の職員さんが3名訪問し、法要の時間前に訪れて、このバイパスの用地の協力を求められたと。Aさんから直接聞きました、私が。訪問した職員さんにとったら職務上で訪問したことであれ、職務に熱心なといやあ熱心なということになろうかと思いますが。地権者の人権を無視したような行動、これは絶対すべきではないと思います。

人権の尊重は大事だと思うし、守るべきだし、すべきであると私は考えております。この方もちょっと職員さんには言い過ぎた部分もあったというようには、言葉がきつかったかもしれないというような部分もありますけど、この方は亡くなった母の代弁じゃということを伝えて、言いたいことを言わしてもらうたということを、言いたい、自分の持っちゃんことをぶちまけたというようには言ってます。もう取りあえず、もう法事が始まるから帰っていただいたということでしたが。

このような行動について、行政はどのような考え方なのか。いわゆる人権をきちっと守ってあげる意思があるかないか。これは完全なる、何の連絡もなく来て、突然訪問されて、しかもあと 20 分か 30 分で坊さんが来て法要が始まるとこへ来られてよね、普通、塩まいて追い返されるぐらい腹が立つことやなかろうかと思うんですけどね。けど、向こうもやはり、僕は職員さんは職務に忠実やったという見方もできると思いますけど、アポなしでいうか連絡なしでその法事の時間前に入っていた。そこで、切り出さずに法事があるならば、後日面談の時間をいただけるようにするがが普通やないかと思うんです。その場で土地のことについて、お母さんが亡くなったからあなたが地権者ですのでお願いしますと。県外におるからなかなか話ができないと思います。そういうことについて訪問があったということですが。

これは、まあ職務で訪問したとはいえどもよね、地権者の人権というのどのように考えておるのか、執行部の考え方をお伺い致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

森議員の 56 号線バイパスについてということで、お答えさせていただきます。

11 月 22 日に A さんが法要のため帰省して、今日帰るということを近所の人より聞き、私以下 3 名で国道 56 号線大方改良事業の用地の件で伺いました。連絡をしないまま訪問しましたが、法要が当日であることは知りませんでした。

朝 9 時ごろ訪問し、法要があるということで無礼をわびて帰ろうとしましたが、A さんから今までのこの事業に対する進め方、考え方、さらに隣接地との問題や町に対する行政の不備指摘を受け、約 30 分ぐらい話され、当事業については、本来の話はせずに帰りました。

また、その日の夕方、A さんが役場まちづくり課に、少し言い過ぎたとのことで来庁され、30 分ほど話されて帰ったと聞いています。

連絡も取らずに法事の予定の所に行ったことは、大いに反省しております。

会うことを嫌がっているにもかかわらず強引に話を進めるとか、常識的に逸脱した訪問は考えておりません。この事業をより進めていく上で協力をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

私がご本人から聞いた話と、課長の話とはちょっと違うところがありますけど。それは双方、私が両方から聞いた話じゃございませんので、どっちが正しいとかいうことは言いません。

ただ、ご本人も言い過ぎたいことについては、ちょっと言葉が過ぎたいうよりも、いわゆる渡りがどうのこうの、残業がどうのこうのとか、なかなか職員さんに対して失礼な言葉があつたということは、私にも言いました。それについては、私も言い過ぎたことについて断りを言ったというようにはお聞きしております。

いわゆるあの方の言い分で言わしていただくと、族議員の絡んだような事業には協力できないとかいうようなことも含めてお話をしたように言ってましたけど、それは私に言ったことであって、直接訪問されたときの課長等にその言葉が出たかどうか分かりませんけど。かなりの、私が会ったときも、あくる日 23 日の夕方帰る手前でしたんで、A さんと会ったのも私が。そのときにお聞きして、ということで、これは課長が言う話でいくと、向こうがそれについて話したことですけど、ちょっとそこの行き違いは、私に話した部分と課長に言ったとき

との行き違いは多少あろうかと思いますが。

私の言うのは、この方にしてみてもよね、後日もう連絡はほしいないといような言い方ながですよね、これにかんしては。東京にも来てほしくないと。出張費使うてまで来てくれるな、といいうな言い方ながですよね。そんな費用使うてまで来てもうたち、答えは一緒ですという。そういう言い方ながですよ、私にはね。役場の方にどういうように言われたか、私は分かりません。その場におったわけではありませんので。時間的にも若干、狂いがあります。その点については、私が聞いた時間内で相手方の話でしておりますので、そのへんについては役場の言うがが正しいか、Aさんが正しいかについては私はもう何も言えませんので、時間的なことについては言いませんけど。いろいろ方々で聞き回ったようなこともお聞きしていますので。連絡が取れんことであるから、それもやむを得ない手段ではなかろうか思います。近所周りで、いついつ帰ってくるかどうかいう情報を集めることについてまで私は申しませんけど。

やはり地権者の立場として、反対地権者いうたら、今何か悪もんのような言い方される方もおいでますけど。この人についてもこの人の生活もあり、自分の考え方、人権というものがあると思います。それを尊重してやっていただきかんと、結果的に追い込まれていくようになりますので。そういう方の追い込みにならんように、やっぱりこれは課長よりも町長も含めて執行部に正していただきたいのは、やはり守るものは守ってあげないかんと思います。かというて、これ完全にこういうことになって、ボタンのかけ違いがなったところにはお百度参っていっても。もともとここの親御さんの方が、目の前に国道がつくことに対してずっと反対の立場でおった方ながですよ。その遺族の方も母親の意志は受け継いでという腹にくくっているようです。せやから、わざわざ県外まで来てもらわんでもいいですよと。出張費使うて来てもうても答えは一緒ですよ。このときに一番困るのが、役場の職員が行けんなったから、ほいたら次は、あの人の知り合いのAさんを立てていくとか、Bさん立てていくとか、こういうことは目に見えない圧力だと、私は思います。そういうことが起こらないように、きちっと人権を守ってあげなければいけないと思います。

確かに憲法上では、いろいろなくくりもあるかと思います。これを高らかに基本的人権の権利を主張すればよね、また公共の福祉にはというくくりでよね、住民はあれをせないかんとかいうようなことも出てくると思いますけど。これも諸刃の剣であってよね。それをやるということは、いわゆる弱者である少数派の反対派を世論でもって反対できないようしていくいう方法もありますし。そういう意味で、これ複雑に絡んだ人権問題だと思います。町も人権問題はやってますでしょう。いろんな所で人権問題、人権問題、人権研修、人権にかんする泊まり合いいてやってるでしょう。それは人権やけど、この部分は人権じゃないという考えながらでしょうか、こういう問題が。

行政は一生懸命になってね人権学習とかいうて、いろいろ人権に対する学習を職員、また住民の方々に聞いておりますよね。こういう問題のときの人権とうのはどういう取り扱いになるがか。私は絶対にこれ守るべき人権だと思いますが、いかがでしょうか。

答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

課長が答弁しましたように、先方の詳細な事情が把握できておらず、また、連絡もなく住民の方に不快な思いをさせてしまったことに対しましては、謝罪を申し上げるところでございます。

現在、まちづくり課には地権者のお宅を訪問し、事業協力についてのご理解を求めるよう指示をしております。従いまして、議員ご指摘のとおり訪問した職員につきましては、職責として訪問したわけでございます。

私の指示に従ってお伺いしたわけでございますので、ご批判は私が受けるべきものと認識しております。

今後は、このようなことがないよう気を付け、さらに事業協力についてご理解を求めていきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

職務で行ってますのでね、町長命令で行ってることも分かっております。だから私の言うのは、職員が当たつていからしたらまた別の人を向けて、それでいからたらまた別の人を向けてとかいうような、訪問の仕方はやめるべきではないですかと。弁護士に預けちょろうが預けちょるまいが、この方も反対であるということを意思表示をしてしまってますので。事業が進む進まんは別として、そういう少数、これ完全に少数派になつてますよ。けど、そういう方の人権も守るがも行政の責務じゃないでしょうかというように、それは大事にしていただきたいんですよ。

実際にこれが始まったときに、もう毎回毎回来ることによってよね、高齢の方がよね、認知が進んだいう事例もありますんでね。追い込みいう言葉悪いですけど、そういうようにならないように、少数派であれ、そういう方の人権を守っていただきたい。

これ、ちょっと繰り返します。前のことになりますけど、何で弁護士に預けたかいうたときには、事故が起つたときに匿名のはがきで嫌がらせの文書を出すとか、無言電話をかけるとか。ほんで、家族が出たら何人死んだらこのあればやめるぞというような話が出てきて、これはもう人権が守れんからということで、弁護士に委託した流れがあるですよ。そういう人権が守ってもらえんから、こういうことになったがと。この方も私は、人権を守っていただきたいと。過去のような形にならないように、そういう約束がない限り、これは認めれることやないです。

確かに訪問、これは職務である以上、しなくてはいけないと思います。けど人を変え、手を変え、手を変えと言う言葉は悪いかもしませんけど、訪問するがが役場の職員がいかざったら、地域の何か知った人を介して行くとか。その人がいかざったら、また別の人を持っていくとか。そういう訪問の仕方は人権を侵害じゃなくて、本人はもう嫌です、来てくださらなくて結構ですということを言うちようにもかかわらず、本人やなかつたらかまんいうてやること自体が間違うちょらしませんかということで、人権は大事にしていただきたい。それ守っていただきたいことで私の、もうあと1分くらしかないです、もう終わりですけど。

行政も、そういうように少数派の人権もきっちと守って行動取るように、お願いは言いません。するようになることで、私の質問を終わらせていただきます。

答弁はいいです。

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 48分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

今日は、公共交通のバリアフリー化と、それから関連した質問にはなろうかと思いますが、福祉タクシー、その効果的な検討がなされているかというふうな2点をお願い致します。

まず、1番の公共交通のバリアフリー化なんですが、それはお手元の方にありますくろしお鉄道と、それからJR四国に請願が出されたということでございます。この内容につきましては、皆さんも既にご承知のこととは思いますが、先日、9月議会のときだったと思うんですが、下村議員の方がご配慮いただいて署名をですね集めていただいた経緯があったと思います。その集められました請願書は、去る11月の25日に金子さんがくろしお鉄道に行かれてですね提出をなさいました。そのとき、下村議員ちょっと都合がつかなかつたということでしたので、私の方が同行をさせていただくことになりましたので、そのときの状況等を説明させていただきながら、町長にご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、金子さんがお出しになった請願書の内容です。少し、一部割愛する所もありますが読ませていただきたいと思っています。

身体障がい者の鉄道利用についての請願書。

平成22年11月25日、JR四国四国旅客鉄道株式会社、土佐くろしお鉄道株式会社御中。

私は以前より、土佐くろしお鉄道中村駅とJR高知駅の間を利用させていただいております。私は身体に重度の障害があり、車いすを利用して生活しています。これまでの利用の際には、列車の自由席に車いす用のスペースがないため、主に3つの理由から車両と車両の間のデッキに乗るようにしておりました。

その1つの理由としては、車いすから車両の座席への乗り移りが難しいこと。そもそも自由席の車両内通路は車いすには狭く、入れない。抱えて座席に移してもらうことを提案してもらいましたけれども、身体的な理由により、それはできませんということです。ただし、デッキは空調が効かず、騒音もあり、また左右の乗降口に寄って、他のお客さんの乗り降りにも邪魔にならないように、停車のたびに左右へ移動する必要がありました。また、私は頸椎（けいつい）を損傷しているため、一般の人のように汗をかいて体温調整をすることができません。外気によって体温が支配されます。冬は携帯カイロを衣服の内側に張り付け、夏は冷却剤を首に巻くなどして乗車をしております。このようなことから、私にとって列車利用の時期は春か秋に限られており、自分なりに都合の良い時期を見ては利用をしておりました。

しかし、8月後半より高知市のクリニックに通う必要ができてきて週1回の列車利用となっていましたが、残暑の厳しい中ではデッキにおいては体温が上がり危険です。かといって自由席の通路は狭くて入れないため、先日、やむなく通路幅の広いグリーン車の切符を買い、その通路にいさせていただきました。しかし、毎回グリーン車に乗るのは、経済的にも大変厳しいものがあります。

高知駅より西では、車いすのまま入れる場所がデッキかグリーン車両しかないのであれば、残念ながらこの状況は障がい者に対して非常に厳しい。あるいは理解をしていただいていると言わざるをえないかと思います。加えて、私は黒潮町在住ですが、特急列車が停車する最寄りの入野駅、無人駅では、時間や人員不足等の関係で車いすの乗り込みが不可能ということで、高知に行く際にも、いったん逆方向の中村駅まで行かなければなりません。また、佐賀駅などを見てみてもバリアフリー化が全くなされていません。これでは、とても特急列車の停車駅とは思えず、公共交通としての大きな問題点であると身をもって感じました。

そこで、下記の3点についてお願いを致します。

1つ。土佐くろしお鉄道も含むJR四国の特急全車両に自由席側の2人掛け1つ分で構いませんので、車いすで安心していられるスペースを造ってください。高齢化社会を迎えた現在、こういう設備はどこの地域でも分

け隔てなく設置されてしまうべきものであると強く感じます。また、こうしたスペースを確保することによって私たち車いす利用者はもちろん、一般の方々へも新たな安心感、信頼感にも直接つながってくるのではないでしようか。

2つ。実際の車いすスペース設置までの間、物理的に自由席車両への入室ができない間、もしくは上記の請願が聞き届けられない場合、自由席の料金で出入りが可能なグリーン車両へ入れていただくことなど、ある程度の優遇措置をお願いしたいと重ねて切にお願い致します。

3つ目。特急列車の停車駅は、無人であってもすべてバリアフリー化をお願いします。

以上、請願を致します。

今回、次項以降の皆さんにもご賛同いただき署名をいただいておりますということで、この文書が提出をされました。その席に私も同席させていただいておりましたので、この様子を、金子さんの様子等々を見させていただきましたが、まあ、終始彼は穏やかに駅員さんにお願いを申し上げていました。そして、日ごろ金子さんが列車に乗られて、職員の皆さんから温かく迎えていたいているということに感謝の意を表して、お礼を申し上げられました。

(議長から「坂本さんに申し上げます。他の物を長文にわたって引用する場合には、事前に許可を取っていただきたいということと、それと要約して、かいつまんで説明していただきたいということです」との発言あり)

一部、割愛はさせていただきました。

(議長から「はい。よろしくお願ひします」との発言あり)

はい。すみません。

そういう形で、金子さんの様子を私は隣で見せてもらいましたけれども、そのとき一番感じたのはですね、こうして要望をしなければいけない状況を作っているということに、私は非常に責任を感じたのです。ですから、今日こうしてここで皆さんにもこの状況というのをお分りいただきたいというふうに思って、質問を用意させていただきました。

そして、この請願書の中の内容の中で、私は非常にやっぱり組織として見直しをしていっていただきたいなというところがありましたので、それを幾つかご紹介させていただきたいと思います。

このデッキに立って車いすでおられるという状況ですけれども、これは公共交通を担っていらっしゃるくろしお鉄道さんやJR四国さんの、その利用者に対する安全確保という面で、本当に適切なことであろうかということをひとつ疑問を大きく持っています。車いすが固定をされていませんので、車の振動やそういうことで何かの拍子にですよね、事故に巻き込まれる可能性も非常に高いという現実を思います。

それと、あとグリーン車についての料金の件ですけれども、このグリーン車を利用するという場合はですよね、個人さんが列車に乗ったときには、個人がグリーン車に乗りたいという希望を持って料金を払って乗るべきものです。ですから、障がい者手帳をお持ちの方でも、このグリーン車料金については割引の指定がございません。というのは、一般的にはグリーン車というのは、希望を持って乗られる方のまあ座席ということだと思います。ですが、金子さんの場合は違います。やむなくそこを利用しなければならない。ほかにスペースを取っておられ、取ってくださっていて、そこを利用できるのであれば、希望して料金を払ってお乗りになればいいと思うんですが、この場合は、そういうものがないので仕方なくそこに乗られる。しかし、料金は徴収される、という現状です。

それと、あとまあこれは町の課題でもある部分なんですけれども、黒潮町在住ですが、まあ特急列車が止まる所には上がるスペースがない。車いすで上がる場所が設置されていないので利用ができない。そしてわざわ

ざ自分が乗車する地域以外の、四万十市の中村駅まで逆に行って、それから高知市へ向かうということ。ではその料金はどうなるのか、ということですよね。自分が乗るべき所というのは、もっと佐賀であったりしたら本当にいいんですけども、そこを利用するにはスペース的に、無人駅ではもう乗せていただくこともできない状況があると。ですから、中村までわざわざ行って、料金を払わなければいけないという現状。

このあたりのですね、現状が非常に組織としてもやはり見直しをするべきことでないかなと私は思いましたし、今回質問させていただきましたのは、町長がくろしお鉄道の役員さんという立場におられるということでしたので、私はこの現状をですね、一日も早く皆さんを利用しやすい状況に改善をしていただくお力添えを町長にお願いしたいと思って、質問をさせていただきました。

このあたりを含めて、町長のご答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

くろしお鉄道、JRのバリアフリー化に関連する質問にお答え致します。

議員が申されましたように、11月25日、くろしお鉄道中村駅駅長あてに3項目の請願が提出されております。署名を集めた1人として当日同行すべきところではございましたが、公務出張のため同行することができませんでした。経過につきましては、当日夜、電話にて請願提出者よりご報告をいただいたところでございます。

また前日、11月24日に開催されました第111回土佐くろしお鉄道取締役会にて、請願内容をあらかじめ提案させていただいたところでございます。請願書を拝見させていただきまして、これまで不自由な思いで列車を利用されていた皆さんに、あらためて申し訳ない気持ちでございます。今後は、これまで以上に皆さんのが不自由されていますことに想像力を働かせ、少しでも改善してまいりたいと、そのように考えております。

提出されました請願書は、現在くろしお鉄道からあらためてJR四国に提出され、審議をされているところでございます。経過につきましては、書面で報告いただけることとなっております。

佐賀駅のバリアフリー化につきましても、第110回取締役会で提案させていただき、くろしお鉄道側から幾つかの提案をいただきましたけれども、どれも高額の工事費が掛かるため、再度協議を要するところでございます。

また車両のバリアフリー化の代替策として、出入り可能なグリーン車での優遇措置につきましても、あらためて提案協議させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、厳しい経営状況であるとはいえ、利用者から対応が求められていることでございますので、こちらの方からも経過について確認、ご報告をさせていただきたいと思っております。

黒潮町として要請をしていく気がないかということでございますが、町の代表者として取締役に就任しているわけでございますので、そのへんを整理し対応させていただきたいと思っております。

また、今回幡多広域事務組合の関係市町村長にも署名をいただいておるところでございますので、協力、ご指導をいただきながら対応させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

ありがとうございました。

町長のこれからのご尽力を非常に期待しているところです。

1つ先ほど言い忘れたことがあったので、付け加えさせていただきたいと思っているんですけれども。もう1つ、この請願を提出したときにですね、状況というのをご説明いただいたことがあります。

それはですね、この列車はですね、くろ鉄のホームページにはですね、ごめん。なはり線ではすべての列車に、中村・宿毛線では一部の列車に車いすご利用のお客様のスペース、お手洗いを構えています。それから、車いすをご利用のお客さまにはスタッフがお手伝い致します等の内容が出されていました。それで、ごめん。なはり線はすべての列車にバリアフリー化がなされているということであればですね、利用される方々がどの列車を利用しようとしても、いつ行っても、その車両を利用することができるということですね。だけど、その中のたった1つ、2つにですよね、そういうスペースがあっても、いつ何時その列車が走るか分らないという状況では、利用する方が、その利用したい時間に行っても、その列車に乗ることができないという現状が出てくると思うんです。

それは、高知駅で駅員さんにお手伝いをいたいたときに事例としてご報告いたいたことの中にですね、駅員さんがバリアフリー化でスペースのある列車は走っていますよ、ということを言われたそうです。それ、高知駅の駅員さんの話です。その駅員さんが、列車は走っているので、私がどの列車が走っているのかを調べてきましょうと言って、駅員さんは駅の方の事務所に行って調べられたそうです。ですが、高知駅から西の方に走る列車には、そのスペースは設けられていないということでした。

で、高知駅から残念ながら東の列車については、そういう列車が幾つかは走っているようなんですよ、というご報告だったそうです。これを聞いて私、おかしいなと思ったんです。で、いつでも乗れるように利用しなければいけない人が、どの列車を利用していいか表示をされていないっていう問題がまたもう1つまたあるんですね。で、おトイレなんかには、今、車いすでもお使いいただける多目的トイレができましたよという表示ができてきています。ですが、車両にはですね、この車両は車いすや多目的に使えるスペースを設置していますよという表示は、多分、全国の中にもひょっとしたらないのではないかというふうに、このお話を聞いて思いました。

ですから、今回この要望をご支援いただけるときにですね、併せてですねその表示というものについてもですね、もう一度問い合わせをしていただきたいなというふうに考えました。

特に、それからですね、時刻表の問題なんですかね。例えば、朝一番の列車には車いすのスペースをつけた列車を走らせることになっていますよと。だから、その時間に行けば必ずご利用になれますよっていう部分ですね、そういう部分を時刻表に記入するとかですね。それから、特に列車の、そのスペースのある所についてはマークを入れるとか。やっぱりそういうふうな具体的なね、方法っていうのを考えて、利用する方が不自由にないようにしていただくということも、これから公共交通の在り方の中には必要なことではないかと思うので、町長にはですね、ぜひその会の中で併せてご提案をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

バリアフリー対応車両のスケジュールの時刻表に明記することと、それから車両に表示をすることと、この2つを必ず取締役会で提案させていただきます。

（坂本議員から「はい。ありがとうございました。結果を非常に、はい」との発言あり）

議長（小永正裕君）

坂本君。どうぞ。

6番 (坂本あやさん)

すみません。

結果を期待しております。よろしくお願ひ致します。

では、次の質問の福祉タクシーの件について移らせていただきたいと思います。

この福祉タクシーの件ですけれども、これは平成19年の12月議会で質問が出ておりまして、そのとき福祉タクシーを検討しますという答弁を執行部の方が出されておりました。まだ黒潮町ではですね、実施はしていないんですけども、今後その利用については検討をしたいということが最終的なご答弁であったかと思います。

そのご答弁内容については、そのときの質問は、高齢者や重度の身体障がい者、障害児、あるいは障がい者が通院や介護、それから訪問などにタクシーを利用するときは、その料金の一部を助成することによって高齢者などの社会活動の範囲を広げ、福祉の増進を図ることを目的とする事業をしてはどうかということがありました。それから、四万十市や四万十町、須崎市などでは、タクシーチケットの配布を実施していますよということがご答弁の中にありました。

それから、それに対してですね、当時の課長さんのご発言の中にはですね、該当者を調査したところ、肢体不自由1級および2級で障害を持つ方や、それから視覚障害や知的障害の方とか、それから80歳以上の高齢者とか、それから障がい者とかを合わせると、合計で900人ほどの方がいらっしゃるんじゃないかというようなご答弁がございました。

それで、地域においても、まあタクシー会社があるのでタクシーチケットの配布というのも考えられるということですけれども、佐賀地区にはタクシー会社がないので、これを実施しても効率が良くないのではないかというようなことがご答弁の内容として挙がっておりました。で、なかなか一足飛びには解決できる問題ではありませんということだったんですけども、19年、20年、21年、22年という年が流れてきたんですけど、まだ黒潮町では実施ができていないということですね、そういう事情で黒潮町は実施ができていないかということについてお伺いしたいと思います。

議長 (小永正裕君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (矢野健康君)

坂本議員の福祉タクシーについてのご質問にお答え致します。

この事業については、実施の市町村では障がい者の施策の一環として、また、一部の市町村では一定年齢以上の高齢者の方に含んで、年間1万2千円ほどのタクシーチケットを配布しているものでございます。

本町で実施した場合の想定して、重度の障がい者や視覚障がい者、また80歳以上の高齢者という方を対象として検討されております。質問にありました約900人ほどの対象者がいるということで検討されておりますが、佐賀地区にはタクシー会社がないこと、また大方地域もタクシー会社が1社ということで、利用時の支障を来すいうようなことから、実施には至っておりません。

こうした中で、地域公共交通の在り方を検討することとなりまして、平成21年2月に黒潮町地域公共交通活性化協議会を設置して、現状のバス路線の現状分析と課題整理を行っております。この協議会の中では、本年から3カ年で国の補助事業等を導入してですね、実証事業を行うことになっております。本年度は公共交通の空白地の解消、またバス停の標識整備などを実行する予定となっております。

こういうことで、この再検討をする考えはないかということですが、公共交通の在り方については、

今言ったように今後3年検討することになっておりますし、また来年度から地域福祉計画の中で、この計画策定の中でも地域の課題を協議していくこととしておりますので、高齢者やまた障がい者の移動手段を確保するということで検討していきたいと、そのように考えております。

ご質問の中に、実施希望者の把握ということでございますが。正確なところは行っておりませんが、本町では身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、3障害の手帳保持者が12月現在で1,020人となっておりまして、この中で重度の手帳保持者は500人ぐらいにならうかと思います。高齢者の中でも、また移動手段を持たない地域の方もございますので、何らかの支援が必要ではないかと考えております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今、ご答弁いただいた中ですね、公共交通の協議会を立ち上げて、3年間のうちにですね実証事業をするということでしたけれども、その中でぜひ考えていただきたいことがございます。

それはですね、先ほども請願の中で説明させていただいた所に戻っていただきたいと思うんですけれども、この方の文章にあった、特急列車が停車する最寄りの駅には行くことができない。そこから乗ることができないので、またバックしてですよね、乗れる所まで移動しなければならないということが出ておりました。私はこういう所にですね、まさに福祉タクシーの利用とか目的とかいうことがですね、生かされてくるんじゃないかなと思うんです。普通だったら、そこまで行かなくても自由に乗れる方はそういう別途費用を掛かるとはないのです。ですが、そこに乗れる場所、スペースがないので、利用できるような施設整備がなされていないので、そこまで料金を掛けてですね行かなければならぬ。そういうところはですね、行政的な支援をするべきではないでしょうか。

これは1つの事例として、皆さんがそうだとは言いません。条件的に言えばいろいろな方がいらっしゃいますので、ケースバイケースのところがたくさんあると思います。

例えば、今、庭先集荷の事業等を受けさせて、私もその中の一員としてやらしていただいているんですけれども。買い物ができる所が、お店がなくなったので買い物に行くことができないので、タクシーを利用して買い物に行って、2千幾ら買ってくるんでしょうかね、まあ500円、1,000円のお買い物をするためにタクシーで2,000円掛かるとか、やっぱそういう現実が現在、本町にも見えてきています。

それから、その中で話し合いの中で出てきたご意見としてはですね、確かに地域の人たちに助けてもらったり、それから家族の支えがあって、食べる物を買い物に行かなくても、家で食べることはできるかもしれない。でも、やっぱり自分で選んでですね、やっぱり買い物をする場所がもうなくなってしまった。そういう意見等も出てきています。そんな方々にやっぱり自分でですね、出向いて行って買い物をするとか、それがですねやっぱり喜びであったり、その地域に生きているという実感であったりするわけですので、そういうところに支援をしていくということが介護、福祉につながっていくのではないかと思います。

ですから、その福祉タクシーの役割というんですけれども、これは福祉タクシーってもう1パターンありますし、障がい者の方々の車いすで利用できるタクシーを運営する企業に対しての許可制で行う福祉タクシーというのもございます。それで普通のタクシー会社の、一般的なタクシー会社のご協力を得てタクシーチケットを使って、福祉タクシーとして運用する場合と、2つのパターンが今、福祉タクシーにはあると思うんですけれども。私はこのどちらもがですね、もう近い将来黒潮町にはなくてはならないものになってくると思っています。いろいろなこう話を聞かせてもらう中で、どうしてもこれは運用していかないといけないなということが見えてまいります。

ですから、今、今回はこの車いすのことを中心にひとつ考えてみてもですね、ご自分で車を運転して移動なさる方はいいんですけども、手元に車いすを乗せる車のない方は駅へ行こうと思ったとき、買い物に行こうと思ったとき、誰に乗せていただいたらいいのかなということが出てくると思うんです。やっぱり、物理的に努力してもできないことがあります。そういうところに、これからその福祉タクシーとして車いすが乗れる。軽自動車でも、その福祉タクシーとして使う場合には、助手席に運転手と助手席と車いすと、もう一方後にシートがあって、軽でも車いすを含めて4人の方がですね、3人の乗車ができたりとかですね、割とスペースが広くなっているので多機能に使えるようになっているんですねえ。で、それをご自信で持っていない方はですね、また、近くの方でそういうふうに乗せていてくださる方、運転していただける方がいない方は、とても行動範囲が狭くなります。

ですから、そういうところで、これからその公共交通をやっていこうというその協議会の中でですね、併せてお考えいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

ご質問の高齢者、または過疎化が進む中ですね、交通不便時の解消または公共交通の在り方ということで昨年度、地域の意向調査も行っております。その中で、議員が申されましたように病院とか買い物、いろいろ住民意向が、課題が出されております。その中で、今回はですね実証運行という形で、2路線で小型車両を導入して、車いすの乗れる車両を導入してですね、運行することにしております。

また、現在運行されている路線においてもですね、利用率の少ないようなところですね事業見直しをして、他の方法の検討をすることにもしております。総合的に検討していくということにしております。

それから、その障がい者の施策としてはですね、言われたようにタクシーチケット、また、その移送サービスへの事業者への支援、いろいろ方法はあろうかと思います。

それと、また高齢者の施策としては、現在のバス路線への利用料の低減とかそういう定額制とか、いろいろ方法があろうかと思います。

そのへんは制度を分けてですね、総合的に検討していくかないと、そのように思っております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

この協議会の中でですね、具体的に実証実験をやっていただける2路線についてはこれからやっていくてくださるということでしたけれども、その中ですね、やっぱ運行の仕方の問題が次に出てくると思うんです。

その運行の仕方については、やはりその何て言うんですかね、今、地域の中で困っている実情というのは、かなりあると思うんです。さっき例に取りましたそのお買い物の問題とか、それから病院への通院の問題だとか、それから会合に出るというのはまさにそうなんですけれども、今までよく感じたのはですね、地域の中で合併なんかの説明会をするというときがありましたけれども、大変参加者が少ないと言わされてきました。けどもうねえ、地域に入っていくとですね、夜の会にその高齢者の方が自分の力でその集会に出てきたりとかですね、そういうことは実質無理だなあというのをねえ、私は何回か、そのお尋ねしたりする中ですね、感じています。ですから、そういう方面からですねえ、せつかくその路線で実施するのであれば、その地元の本当にあるその問題ですよね。町長の答弁の中でも、今回地域に合わせた支援策を考えていくというようなお話をあったと思うんですけども、その実情にあったものを網羅できるような運行の仕方を考えていきたいなとい

うふうに思っています。もちろん私たちの中からですね、提案できることはやっていきたいとは思っているんですけれども。

例えば、今、庭先集荷の先ほどお話をさせていただきましたが、そのときに集荷だけではなくって、ほかの事業も併せて、その路線の中で1人の人ができないかということも検討をしていきます。

で、そのためにはいろいろな費用が要りますので、その費用をどう捻出（ねんしゅつ）するかということもひとつの課題となってきています。で、福祉タクシーを運行するにしてみても、業者の方が福祉タクシーを運行するようになれば、そこにはその業者さんの費用が発生してまいります。その費用をどういうふうに支援をしていくかっていうところを考えていかないと、路線で行政が運用するときには、別に費用は一般財源から出すとか、国からの補助金があるとかいう一定の期間はいいと思うんですけども、これからどんどんどんどん高齢者の方々も増えていかれて、本当に切羽詰まって、いろんな全地域で運用が始まったときに、実際できるかどうかというところの計算はしていかないといけないと思うんです。ですが、今の補助金ていうのは、割合1つの事業に1つの補助金が付いていきますので、だから、その上におんなじ人がいろいろな事業を1人の人でやっていくときには、なかなか使えないという不自由さが非常にあると思うんです。

ですから、今からのその公共交通を担っていく中にさまざまな事業が入ったときには、いろいろな角度の事業を1つの事業に集中して投下するというような方向を併せて考えていただきたいなというふうに思っています。例えば、病院に高齢者の方を運ぶ。その車両でお帰りのときには、地域の人たちのお買い物の物を運ぶ。また、図書館の本の貸し出しの、移動図書館の役割も果たす。本の回収をして、また図書館に配達する。そのことによって、福祉のお金や教育のお金やいろいろなお金を入れてですね、1つのその路線のバスの運行であったりとか、福祉タクシーの運行をしていくというふうなことにしていかないと、都会の中では1つの事業に支援すれば1業者で補えますけれども、私たちのような地域では1つの事業が何役もこなさないと、その事業を維持していくことはできないと思います。

ですから、そのあたりの発想を変えてですね、どうぞ協議を進めていただきたいというふうに私は思っているんです。本当に1つの事業だけでは費用対効果は出ないんですけども、いろいろな事業を組み合わせることによって、いろんなお金を投下することによって、そのさまざまな事業が一遍に解決するということもあるので、その中央の考える事業費と、我々地方が抱えている問題を解決する事業費の投下というのは非常に大きな差があるというふうに考えていますので、そのあたりも含めてですね、これから協議会の中で進めていただくことができないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

1つの事業に、多目的に多機能を設定していくといった方向は執行部も同じ認識でございます。ただ、クリアしなければならないいろいろな制度上の問題であったりとか、そういうことは今後協議が必要になってくるのかななど、そのように認識しておるところでございます。

それからもう1つ、移動手段の確保、移動手段をいかに確保していくかということでございますけれども。これまで地区懇談会で回ったあの中山間地域の中でも、ご意見をいただいているところでございます。これから、その在り方を協議してまいります公共交通だけで維持できるのか、あるいは反公共的な移動手段が創出できないか。そういうことは公共交通の協議会と併せて、課長が答弁申し上げましたように、地域福祉計画の中で協議してまいることになろうかと思っております。

幾つか職員の皆さんからもご提案をいただいておりますので、それらも含めて提案させていただきながら協議

を進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今、町長の福祉計画と、それから公共交通と併せた中で協議をしていくと。も、まあリンクさせていくという答弁だったと思うんですけども、これ確実にやっていただきたいなと思っているんです。というのはですね、今までいろんな形でいろんな所で協議がなされてきました。ですが、その一つ一つの協議がその中で完結してしまって、全体の中に行き渡らないという現状が非常に多かったと思うんです。

ですから、協議はしたもの、それが実際運行ができるいなかつたりとか、いろんなアイデアは今まで挙がつたり、出てきたりというのにはいっぱいあったと思うんですが、それを確実に行っていかないと今から間に合わないというように思いますので、そのあたりは、その公共交通は、公共交通だけでは、町長がおっしゃるようにもう担えないという時代だと思いますので、そこのあたりを本当に一生懸命進めていただきたいと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

答弁はよろしいですか。

（坂本議員から「はい」との発言あり）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

次の質問者、畠地一弘君。

9番（畠地一弘君）

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

まず、過疎計画について伺います。

黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についてと今後の過疎計画について、これでございます。前回の過疎計画は、佐賀町は過疎地を計画に入れた。それから黒潮町は過密地。この黒潮町じやないぜ。大方町ぜ。大方町は過密地が入ちよった。早咲田の口線、芝の西線。これは私も賛成して賛成討論したけん、これ反対というわけじやあないけんど、過疎地があるけんね。ほんで過疎地というたら、もうみんな分かつちょうかも分からんけんど、過疎地というたら普通に家があつて、そうして、その家がばらばらに抜けて家がばらばらになった、そういう所を過疎。

で、結局、橘川の部落がこの橘川の道路をやってくりいうて、町へつけてもらいに来た。そうしたところが、もう橘川部落はこんな所におるよりか出よと。出た方がええぜよと。こういうことを前の大方町が橘川に言うて、ほいで橘川は出ろうかねやと、そういう話になつて、出るという話も進みよつたけんど、で、また部落が集まつて話をしたら、出んということに決まつて、そうやってその中で6戸だけ団地へ出るということ、決まつたわけじや。

それで6戸だけ出るけん、そういうことになつたら、今度ら過疎の道路を橘川につけると。前の、今から36年、37年昔、そのころは経済もまつと良かった。ほんで、過疎対策で橘川のあの道をつけた。ほんで、そのときには6戸、ほんでこの道がついてから、今度ら、今度橘川について落ち着いてから、今度らまた団地へ2人、2軒。それから緑野へ1軒、中村1軒で、また4戸出た。4戸出た。結局、道はついたけんどまだ移動しよると。ほんで、過疎対策というものは、この移動を止めて、移動を止めてその過疎の対策をするというがが、これが過疎。

結局、橘川の場合には、馬荷から橘川向いて道路を、これは作道。作りをしちよるけん、ほんでこの道をこ

ちら向いてつけた。ほいて、橘川の部落というものは、前は行き止まりやったけんと、どうしても行き止まりじゃったら、行き止まりということになるとどうしても不利。あらゆる方面で不利。ほいて、周りを全部どこを見ても、御坊を見ても、それから下馬荷を見ても、中馬荷を見ても、福堂を見ても、大井川を見ても、大屋敷を見ても、加持を見ても、早咲、これ全部行き抜けになっちようけん。ほんで皆道路1本抜けたら、みんながええ生活をしよう。橘川もみんながええ生活をしたいと、するということで加持橘川線を結局つけちもうたがや。

ほんで、橘川の場合には、うちらの方からぐるりと馬荷へ行って、御坊へ行って、田の口通って、それから下田の口通って、芝を通って、本村、こちらを向いて役場まで来る。スーパーに行くと。こういうようなガソリンをよけ出さないかんというような状態になっちよう。ほんで、これを過疎対策でやってもらうたら、今まで。ほいたところが今まで、ここまで来るに15分しかかからん、加持橘川線通つたら。この加持橘川線を、これへ過疎の道路が入つたら、これを10分以内にここまで来れるわけじや。ほいたらガソリンも助かる。ほいて、経済的にも非常に有利になる。ほんまのこれが過疎対策というもんじや。ほんで、どうしてもその加持橘川線を、これをやってもらいたいがよ。

ほんで、この加持橘川線は過疎対策にこの前入ってないがぜ。結局、この前やったがは過疎対策やけんね。過疎対策というたら、団地へ来て町が橘川を出した。そして、対策としてここへ過疎の道路を向こうへ入れた。片っ方入れたがじやあ、どうしても遠回りになるけん。時間もかかるし、ガソリン代も要るけん、今の農家いうたらそれほどせいたくするほどのもんじやない。そのところも考えないかん。ほんで、過疎の対策いうて国でやりよう以上は、その対策に町が乗せてもらうたら、その仕事はできるけん。ほんで、ここをね、どうしても加持橘川線は過疎じやけん、これは過疎を町がやってくれたが。言うたら、町がしたがやけんこれは。やるつもりで、ここへ道を入れるつもりで恐らくやつたがと、わしはそう思うちようが。ほんで、この加持橘川線もこれはやるべきじやと、わしやあこれを見ておったがじや。

ほんで、そうしたところが、この前の過疎の計画を見たら、その佐賀の方は過疎地ばっかりやっちよう。こへ來たら過密地やけん。この入野と名の付く所は全部過密地やけん。ほんで、わしやあこの過密地をいかんと言うがじやないで。町がやるいうてやっていきやあ、何もそりやあかまんけん、わしも賛成して賛成討論をしたが。そればあにわしもやつた。ほいて、わしらあくの過疎をやるになつたらね、恐らく、その、わし賛成して、おららあ反対しちゃるというような人は恐らくおらんと思う。本当の過疎やけん、うちらあは。わしやあそれで賛成したがで。ほんでね、ここはね先にやっちょるけんやらんというがではない。ここは加持橘川線をやつたら、過疎の仕事が済むというがやけん。全部、どこの工事をしても、全部しまいつけてから次へ移るという、それが本当よねえ。

橘川の場合は、こちらへ出たら役場まで、こちらのスーパーまで来るに、これが10分かからんなるで、これに過疎の道をつけたら。そうなつたらねガソリン代も助かるにね、仕事面、経済面に非常に有利になるけん。それこそ加持とか早咲へ住んだとそんなに変わらんなる。ほんで、この道路はね、この過疎は、うちらの方は辺地は入らんけん。過疎なら入るけん。で、過疎でこいつは入れてもらいたい。わしやあそういうことをねえ言いたかつたが。

ほんでそこの辺り、この過疎の係りの方は、わしやあここで橘川が過疎にかかるか、かかるんか。で、かかるんならかからん理由。そして、かかるならかかるでええけん。それをわしやあ聞きたいけん聞いたが。で、それをひとつわしやあ聞きたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、畦地さんの一般質問の過疎計画についてですね、お答えしたいというふうに思います。

まあ、橋川の今までの経過につきましては、私たちが役場に入ったころからですね、そのような経過があったというふうに私も認識はしております。

さて、過疎法の関係ですが。過疎法はまあご承知のとおり、合併まではですね佐賀地域が過疎地域でありまして、大方の方は過疎地域はございませんでした。それで、合併後、佐賀地域の過疎計画を作りながら、今年になってですね、法律の見直しによりまして黒潮町全体が過疎地域ということになったものでございます。そうした中でまあ過疎計画を作ってきたわけですが、今、ご質問があつたようにですね、これは黒潮町地域としての過疎地域ということですので、今、ありました橋川地区が過疎にかかるかつかないかということは、基本的にかかるということになります。

それで、まあ事業の方になるわけですけれども、前々から私がまちづくりの課長のときからですね申しておるところですけれども、基本的に橋川地域の幹線道路と致しましては、岡本大方線の方につながっている道路というふうに考えております。

その思いはその思いとして、今の質問にあります加持橋川線の過疎計画に入れて改良をということですが。確かに入れて改良できる、これはベターと、大変良いと思いますけれども、現在の財政状況、それから黒潮町、特に大方地域の全体の道路の状況から考えますと、今の線をですね計画変更して入れて、全面的な道路改良というまではなかなかなりにくいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

これ、計画に入らんというて、計画には入るけんど、経済的にできんとこう言う話をしたけんど。

これは経済的にできんというがは、金がないけんできんのか、それとも黒潮町の、この橋川は黒潮町の中じやが、これを振興計画に入れちょらんとか、何かそういうことはあるかないか、わしやあそれを知りたいがじやが。それはどういうようになっていますかね。振興計画に入れてないけんやれんというような、そんなことはないかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

振興計画に入れてないというような状況の話ではなくてですね、過疎計画に必要性があつて入れるかどうかという問題です。

従って、今の町の方としてはですね、この路線については、全体の町道の状況を見る中で計画に入れて改良する計画が今のところないということで、ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

今のところないいても、これはね、ここはさつきも言ったように、ここは過疎で仕事を今続けていきようわけじや。これは仕事のやりかけやけん、ここは。ほんで、ここはしまいつけないかんがじやけん、この道路

は。しまいつけんと、次へ掛かれんとしたもんぜ。橘川はこの馬荷から橘川へ入って、これから加持まで出て、初めてこれで仕事が済むが。過疎が済むが。ほんでね、これはねこの前の過疎のときに、こちらからしまいつけちよかなかんが。

なぜかというと、町がやれと言うて始めたもんじやこれ。町がやりかけで、仕事をやりかけでやめた仕事が今までにあるかえ。これは橘川1本で、馬荷から入ってこちらまで来るいうたらねえ、ここまで15分かかるぜ。それから、加持で今はこちらへ向いて来ても15分かかる。そうやってねえ、これをあこへ過疎の道路を入れたらねえ、これが10分を切らえ。こちらはガソリン代が要るけん、余計。ほんでこれこそ本当ね、過疎に町が進めた過疎の道路になってねえ、これがそれこそ模範の道路にならあえ。

ほんでこれをどうしても、わしやあやつてもらわなかんがじやが。町としてはこれをやる気はないか。この答弁聞かしてくれ。やる気はあるかないか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、答弁としてはですね、繰り返しになりますが、まあ、厳しい状況は分からないでもないですけれども、先ほどの答弁と同じことです。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたらねえ、いかん理由を言うてくれ。どういう訳でいかんということを。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

先ほどからお答えの中にですね、理由も入っているつもりでお答えしているつもりですけれども。

町道全体の中ですね、まあ利用頻度、それから改良の状況等がありますので、この今の状況からして、ほかの改良すべき所が多々あります。まあ財政状況も考えますと、今の中にはめれる状態ではないというふうに思っています。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたら、この過疎対策というものは過疎対策じやあないがじやね、これは。一部の、いうなら橘川辺りが過疎。それか田の口の、しだの川線も過疎。それから有井川の川の内も過疎。米原も過疎。こういう所が過疎じやがね。こういう所のおかげで過疎になったがぜこれは。過疎地があるけん過疎になったが。過密地ばっかしやったら過疎にやあならんぜこれ。そのあたりはねえ、過疎地をやらなあいかんということになるぜ。過疎地をやらなあいかんということになるがじやが。

課長は、もう全部この広いとこしかやらんがか。中村向いて行たら、広いとこ通って来よるけん、広いとこしかやらんがか。橘川の加持橘川線はどうしたちやらったやいか。あこの下田分岐から田野浦分岐まで、あの広い道を通って来たら狭い道はやれんつような、そんな心やないがか。

湊川の上山線も、あこはやらんいうて、わしがやるようになつちよつたがをやらんいうて、お宅はやめちょ

つたやいかえあれば。それから、そいたら町長が出てきて、課長をかばうようにわしが止めたがじやいうて出てきたじやいかえ。それでもやったじやいかえ、しまいには。あれ、やるべきじやっつろがえ。橋川にも人がおるがぜ。人がるがぜ。人がる以上はやらなあいかんがぜ。ここの道路は過疎でどうしたちやっちはらわないかんがじやがねえ。過密の地はやる。過疎地はやらんというようなそういうことじやあ、こりやあ話が分からんで。過疎地をやるべきやけん。

町長は橋川嫌か。加持橋川は嫌ながか、やるがが。

こりやあねえ、しまいをつけなあいかんで。しまいをつけんずくに、へちへ行くつことはあられんぞ。それがねえ、4戸も減っちょるけんねえ。ここへつけてから4戸減っちょらあえ。橋川はいづれ評議にせんが。誰ぞが橋川やらんちかまんいうて言う人間がおったか。それに聞いてやらんがかか。

(議長から「畦地君に申し上げます。1番の質問とですね、2番の質問とが一緒になってるみたいですけども」との発言あり)

そんなことはないで。

(議長から「加持橋川線いうのはですね、2番目の項目にあります」との発言あり)

これは、これはね、これはじきにはいかんけん。ほんでここはね舗装しちもらわないかんけん出しちょうがや。舗装しよいうて一言も言いよらせん。

(議長から「ああ、そうか。えらい失礼しましたね」との発言あり)

これができるかできんかを聞きようがやけん。可能性がないかいうて。ほいたらやらんいうて言いようがやけんねえ。可能性のことは言わんぞ。やらんて言いようがやけん。いづれ嫌うねえ。

(議長から「あと2問残ってますが、時間が経過して時間が足りなくなりますが」との発言あり)

うん。これやるまでやろうと思ひよったけんど、まあ次に当選でもしたら。答えをやってくれやまた。やるいうて言えや。

議長（小永正裕君）

総務課長。

（畦地議員から「いろいろと考えてやる、いえばあのことは言わなあいかんで」との発言あり）

総務課長（松田博和君）

答弁内容がですね、即、変わるというような状況にはございません。

まあ分かっていただきたいのが、過疎計画そのものがですね、県内のある市の部分にも過疎地域となりました。そのようなことで全国的な問題として、全国的な問題で市町村単位でどのような状況か、国勢調査の人口の減少率等があつてですね、そういう基準に基づいて過疎地域か過疎地域でないかの指定がされます。従つて、さつきも言いましたけれども、大方地域は過疎地域でなかつたけれど今回人口減少が大きいということで。今回というのはこの国勢調査ではないが、以前の国勢調査ですが。そういう状況の中で、過疎地域の指定を受けたという状況にありますので、その点はご理解願いたいと思います。町全体が過疎地域ということですでの、その点ご理解願いたいと思います。

その中でどれを、どの線を、いや道路だけじやないです。ご覧いただいたと思いますが、いろんな事業が入っていますので、その中の一部がまあ道路であると。その道路をですね、どこが必要なかということは、どうしても地域の事情も確かにあります。ありますが、その中でいろいろ検討する中で、今の財政状況、シミュレーションもしておりますので、そのあたりも含めてやっていくと、どうしてももう少し我慢してもらいたいというのが現状ですので、その点をご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

今、シミュレーションということが出たがねえ、これは振興計画のことやないかえ。振興計画には入っちょ
うかえ、橘川は。振興計画に入れんというようなことはなかろう、まさか。まさかなかろう。黒潮町全体入れ
んと、人がおる所を振興計画に入れんということになると問題になるぞ。人の生活が振興になるけんね。

橘川は入っちょるねえ、そりやあ。先も入っちょういうて言いよったが。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ちょっとこう質問を絞っていただきたいのですが。

振興計画そのものは、黒潮町の振興計画ですので入ってます。それから財政シミュレーションにつきまして
は、その個々の事業100項目を表示してですね、皆さん見てると思いますが、現在の段階で100項目で作っ
ておりますので、ハード事業は100項目で作っておりますので、その中には橘川線は入っておりません。

（畦地議員から「100項目」との発言あり）

100項目。道路が100じゃないですよ。いろんな普通建設事業がありますので、その中には入ってはおらな
いという状況ですので、よろしく。

（畦地議員から「なせ、入れらったが。なせ、入れらったが」との発言あり）

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

それ言うてもらわないかんで。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

その入れらった理由を言うてもらわな。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

バトルになりましたね。

これはですね、先ほどから申しておるとおりです。そのシミュレーションにはめられたことと、今回の過
疎計画の道路改良の部分に入れらった理由は同じですので、今まで答弁したとおりというふうにお願いします。

（畦地議員より「そいたら、入れてないけんやらんということか」との発言あり）

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

入れてないけん、やらんということか。計画に入れてないけん。100項目の計画に入れてないけん、やらん
というがか。

外したという理由を言わなあいかんぞ。どういう理由で外したがぞ。黒潮町において、ほかの所は入るが橘

川は入らんという、その理由を言うてもらわなかん。なせ外したがぞ。勝手に外しちょうがやいか。わしらに相談もせんずくに外しちょうがやいか。わしらに相談もせんずくに外すつことはあられんぞ。わしらあね、人間が住んじようとこやけんねえ。これを、たとえ総務課長じやつたち、これを勝手に外すということはできんがぞ。入れちょらんということは、ここじやあ言えんがじや。そんなどつとしたことはするな。そうじやろが。

憲法 25 条を十分に研究してみよ。自分らあには権利があるがぞ。生活する権利があるが。自分らが生活しよつたらねえ、自分らには生活する権利があるけん。役場には義務があるが。やらんと言うことはできんがぞ、これ。自分らに相談しちよつて外すがやつたら、承諾したものじやつたらかまんけんど、承諾のない限りはせられんがじやいか。分かるろう、そればあのことは。企画の管理長しよつたら分かるろが、そればあのことは。権利があるがぞ、自分らには。勝手に外すじや何じやはできんがじや。そうじやろが。みんな人権があるけんね。それを勝手なことして、こちらで外したけんいうて、それをまた言うもんも言うもんじや。そういうことはできんがじや。町民はみんなおんなじ権利じやけん。それを守つていかないかんけん、そのために公務員といふもんをこしらえて地方を守つていきようがやけんこれ。そんなことはやられんがぞ。

もう時間がないなるけんね、次へ移るけん。

次の、町道加持橋川線は非常に遅れちよう。この前 50 メートルやつちもろうたけんどね、50 メートルじやない。100、503 メートルやつてもろうたけんど、加持寄りで、あこで 50 メートルばあはね、道の悪い所がある。これはやつてもらわなかいかんで、どうしたち。これはやらなかいかん。悪い所はやつちもらわなかいかんで。これなり置いちもろうたら困るけん。まあ、ほかのとこで舗装がはげちよう所があつたら、これはやつてもらうようにせなあいかん、どうしたち。

まだ今度ら大用大方線があるけん。このがの答弁もらう。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長

まちづくり課長（浜田仁司君）

町道加持橋川線の改良についてお答えします。

22 年度の舗装工事については、先ほど議員が申しましたように 105 万円で今年の事業として 220 メーター舗装工事を行つております。

まだ不備の所があろうかと思います。まあ真ん中の舗装が抜けてるということですので、それについては町道の維持管理の中で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9 番（畦地一弘君）

次に、大用大方線のうわいの待避所から上へ 100 メートル。これはね 100 メートルいうて書いちようけんど、120 メートル。それから、この待避所から 20 メートル。17 メートル南へ、これも、これやつてもらわなかいかんけんね。これは追加やけんど。これだけの通告書出しちようけん、こればあの追加はできるろう。これは言うちよつてもらいたいがじや。

この点についてはね、この大屋敷はね、大屋敷の学校の裏、店屋からここのうわいまでのこの約 300 メートルくらいじやがねえ、ここは 4 メートルの道路がずうつといちようが。4 メートルの町道がついちようが。ほんでね、ここは非常にね活気があつてええわえ。今のところ。

ほんで、ここへね、本当はね5メーター50。今5メーター50やけん。県道は。ほんでこの5メーター50をつけて、それから歩道をつけたらね。ここはまちづくり、まちづくりいうて言うがねえ、ほんまに北郷、大屋敷にね、町が1つできるような所になるけん。何というたちね、道路をつけるということはね、その部落が活気づくけんね。活気づくぜ。ほんで、その活気づく所を町長はやってもらわなかんがじやこれ。またこれはね、せっかく黒潮町にはね、県会議員もおる。国会議員もおる。この人らに相談して、ほいでこの大用大方線をやるように、わしやあ力を入れてもらいたいがじや。わしらも頑張りようけんどね。

ここをやってもらわんと、何のためのまちづくり、まちづくり課か。あれだけのええ部落があってね、これを昔なりの道路でほたくって、しかも県会議員が出ちよりながらせ、国会議員が出ちよりながら、これを放るということはね、いよいよ情けないことじやがと思うて。ここへ5メーター50の道路をつけてね、歩道をつけたらね、あこはええ町になるで。まちづくりやけんここは。まちづくり課じやいうて言うてやりよるがじやけんね、あこへ町をつくるいうたらどうしても今は道路つけんことには、道路をつけんことには町にはならん。ほんで、あこへ店屋からうわいの待避所までと、それから上へ120メートル。これにね5メーター50のね県道をつけてもらうて、歩道もつけてもらうたらね、あこへ町みたいな、それこそ理想の部落ができらあ。ひとつここをね町長がね、県会議員と国会議員と使うてでも、わしやあやってもらいたいがと思うて。それはね、ほんまのね、町おこしになる。あこやつたら。

ほんで、わしの言うこのうわいからハイタカの、今、工事をしちょうとここまで120メートル、下やけん137メートルのこの工事はね、今、あの道ばあで2メーター60しかないぜ。それへ側溝があるけんね。側溝があるけんど側溝というものは、端でこりやあ危ないけん2メーター60の所を県道をね、人家があるがや、そこじやあ7戸。7戸か8戸あるけん、あこへは。ほんでその家はね歩道が欲しい。それをつけてやつちやつちくれや、そいたら、こじやんとようなる。こりやあこんなこと言うたらあれじやけんど、さすが大西町長じやというよう、県会議員と国会議員とを使うてやらしつくれ。政治家の仕事はそんなにしてやるもんじやけん。この加持川をやるやらんはねえ、ほんまに大西町長に懸かつちよらえ。

あと3分なった。ほいたらもう時間もないなったけんど、まあこれの答弁はもうがはあと3分なった。参ったぞ、こりやあ。もうあとも出ちこんなったけんね。

(議長から「あと3分は質問の時間ですから」との発言あり)

もうねえ、質問の時間が3分になったけんね。もうこれでええわえ。で、次の答弁。

議長(小永正裕君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(浜田仁司君)

県道大用線の拡張工事いうことでお答えします。

昨日、畦地議員から伺いましたうわいの待避所の件ですが。現在、町内の建設業者がこの大用線については改良工事をしていますが、その南側いうことですが、これについては現在、計画がありません。県の方としては、改良計画については議員もご承知のとおり、地元関係者と協議し改良工事を行っています。県は、現計画の所を優先的に進めたいということですので、質問の個所については入っておりませんので、県に対しては次期計画も含め要望してまいりたいと考えています。

以上です。

(畦地議員から「よつしや、上等。上等よ。よし。ほいたら、これで私の一般質問を終わります」との発言あり)

議長(小永正裕君)

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩致します。

休憩 14時 55分

再開 15時 10分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

14番（小松孝年君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問致します。

今日の質問事項は1点ですが、地域ブランドと商品ブランドということについて質問を出しております。まあこれは大きな関係があると思いますので、まあどういう考え方を持っているかということをお聞きしたいと思いましてここへ出しております。

質問の要旨にありますように、特産品開発も地域ブランドの一つではあると思いますけれども、その特産品を生かすためには、まずですね、この地域のイメージアップも重要なポイントだと思っております。ブランド化にはですね、誰もが認める商品を開発していくものと、顧客がまあ勝手に、向こうの方がですね評価してブランド化してくれるものというのがあると思うのですが、まあどちらにおいてもですね、地域で行うそのブランド化というのはですね、その地域のイメージというものがすごく大きな材料の一つになるのではないかと、私は思っております。

現在ですね、黒潮町の特産品開発は商品開発だけに力が入っているように思われますが、まあそうでなければ失礼な言い方かもしれませんけれども、今のところそういうふうにしか見てこないので。こういうふうに書かしてもらいました。まあ本来なら、地域のイメージづくりが先行していかなければならないが、大切なものが中途半端に置き去りにされているように思います。黒潮町には良いイメージを与える材料は、本当いろいろ出ておりますけれども豊富にあると思います。もちろん、こう自然というのは言うまでもないのですけれども、今までこう作り上げてきたものもあります。それをですね、まあ放っておけばですねどんどんイメージは崩れてくるというのは、今までの何回も私の質問の中でも言ってきましたけれども、まあそういったことがですね特産品にも大きな影響を与えると思います。

ここで言いたいのはですね、作り上げているようなイメージ作りですね、イメージをどうやって作り上げていくか、またそれをですね、特産品、または商品のブランド化とどういうふうに結び付けていくかということを通告書に書いております。

まあ、そのへんの点についてまず第1回目はお聞き致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

小松議員の地域ブランドと商品ブランドのご質問についてお答え致します。

イメージどう作り上げて生かしていくか、また商品のブランド化との関係はどう結び付けて考えるかというご質問ですが。議員もご承知のことだと思いますが、第1次黒潮町総合振興計画のシンボルプロジェクトとして掲げています、黒潮印の商品開発に基づいて事業に取り組んでいるところです。

商品開発のコンセプトについては、黒潮のネームバリューと南国の海、里、山で取れる良質で豊富な第一次

産業の生産物を生かして、これから約10年間の間に黒潮町産品ブランド、黒潮印の商品を確立する。また、黒潮町さしすせそ計画として、安全で質の高い基本調味料と組み合わせた地域資源の高付加価値化を図り、町内の製造業、卸売業、直販店、宿泊業などの連携事業を展開し、それぞれの分野での活性化を図っていく。安全、クオリティー、オーガニック、ベーシックなどのキーワードを基に、黒潮印の商品を生産するプロジェクトを推進するなどを基本にしています。これらのコンセプトを基に、現在は委託をしているコンサルと内容を協議しながら、黒潮町のイメージづくりや商品のブランド化へ向けての戦略などの企画書を作成中です。

この企画書を基に、今後イメージづくりや商品のブランド化へ向けて取り組んでいく予定ですので、ご質問の事項についてはもう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

さしすせその、せが抜けちょっと。

黒潮のネームバリューで、まあちょっとこの質問について時間をいただきたいということですが、まあイメージづくりというのが後になってはですね、ちょっととまずいんじゃないかなと思います。今日のこの質問のですね、要旨の中にまあかなりイメージというのは、いっぱい文字出てきておるわけですけれども、まあ本当にこの黒潮町の、さっき言いましたネームバリューというか、これはどう言いますかね、イメージづくりから始まるわけですよね、黒潮町の。ほんで、そのへんが分かってないと、その特産品の開発にもつながってこないんじゃないかなというふうに思っております。

ほんで、そこでですね、今作成中ということですが、まあ外部から見たですね黒潮町のイメージというものは、まあイメージいうか評価ですかね、そういったものはどんなものか、もし知つておればちょっとお答えいただきたいんですが。黒潮町のイメージを外の人から見てどういうように見られているか。そういう調査をしたかということですね。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

調査というようなことはしておりませんけれども、ある程度バイヤーさんとか、そういう方のお話を聞かしていただいくと、やっぱり原料となるものが、自然が豊富で原料も豊富だということでいろいろお話をもいただいております。

それで一番に言われるのが、やっぱり入野の砂浜ラッキョウという、その入野の美しい白砂の中でできるその白いラッキョウというイメージが強いみたいです。それと青い海の中でできる天日塩、それと砂地で栽培される黒砂糖の原料サトウキビですね、というのがすごいイメージがあります。それでラッキョウなんかについても、共同開発とかそういう、もう、どうしても白砂の中でできるという自然豊富な中で栽培されているもののイメージということで、共同開発なんかもしていただけないかというような話が来てると思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

そうですね。今、砂浜でできる白いラッキョウとか、砂浜で作るその黒砂糖ですかね、そういうのがこうイメージとしていいと、ああいうふうな話でした。

その地域ブランドという定義がですね、まあ地域の魅力と地域の商品とが互いにこう英気をもたらしながら良いイメージ、評判を形成する無形の資産ということになっております。で、すなわち地域に対する消費者からの評価ということになっております。

で、その地域ブランドというのはですね、どういうことかというと、まあここであれば海がきれいだから、そこの食べ物はおいしそうだとか、それからまあきれいな砂浜があるから、そこで取れるラッキョウはすごくきれいでおいしいそうだなど、まあそういうイメージをさせることが、ほかの地域とのですね差別化というか、そういうものを作っていくかないとブランド化していくことは難しんじゃないかと思っています。

まあそこでですね、今の砂浜の話が出てきましたけれども、まあそういった意味で例えば、まあ今日も出ていますけれども、スポーツとかああいう合宿なんか来たときに、砂浜に行ってですねこの砂浜はきれいなと思うて見に行って、まあ実際降りてみるといろんなアシとか、あんなががいっぱいこう散乱しとて、今はだいぶきれいですけれども、やっぱりこう何もない砂浜いうがが昔の砂浜やったと思います。まあ、そういうですね砂浜を復活させるためにですね、以前そのビーチクリーンの話なんかしましたけれども、そういった取り組みもやっていかないかんのやないかと思います、そういう砂浜のイメージを保つためにはですね。

ほんで、今日ですかね。今日の朝の下村議員の質問の中で町長がですね、ファイティングドッグスがまあ来てくれそうなという話をしておりましたけれども。これはですね、まあファイティングドックスの社長が佐賀出身ということもありまして、そこに今、雇用促進協議会のそういう担当をしている職員がですね、声を掛けてくれてきっかけを作ってくれたわけです。

で、まあそこで先日、これ急な話ですけれども、まあ、まだ完全にはできませんでしたが、まあ今日町長言うてくれたように、町長はですねすぐにですねそういう段取りしてくれて、こりやあすごい素晴らしいこの今までなかつたことではないかと。まあこれは町が予算出すとかそういうことじゃなくてですね、自分で動いてでもやるというふうな、そういう意識を見せてくれました。それはすごい、こう町長素晴らしかったと思います。

それでですね、やっぱり、そのまた来るきっかけになったのがですね、まあさっきその砂浜の話じゃないですけれども、グラウンドも今年やっと土を入れ替えて、まあ半分しかちょうど予算がなかったもんで入れ替えることができなかつたですけれども、まあ外野の溝なんかも直してですね、来たときに、やっぱりこう、すごいきれいになつてるので、こうイメージ良かつたわけですね。うちは、設備は全然整つませんし、フェンスなんかもコンクリで危険なわけですけれども、やはりそういうふうにいつも手入れをすることによってですね、そういう良いイメージが生まれてですね、やはりこういうふうなチャンスがめぐってきたときにつながっていくんじゃないかと、そういうふうに思っております。

ほんで、やっぱり砂浜なんかもですね、やはりこう、そういう今言われたようにそのラッキョウとか黒砂糖ですかね、ここで取れる砂糖、黒砂糖がおいしそうだとか、ラッキョウがおいしそうだというのは、やっぱりこの砂浜とやっぱりこうくつづけないかんもんで、まあそういうふうな考え方ならばですね、そういう所をどんどん手を入れてきれいにしていくことも大事じゃないかと私は思っておりますが。

そのへんはどうですかねえ。どっちでもええ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

砂浜のお話でございますが、当町にとって大きな財産であると認識でございますので、それでまた有効活用できればと、そのように考えております。

それからまた、全般についてでございますけれども、このブランド化のご質問でございます。まだ私自身の

中でこのブランドというものが何をもってブランドなのかという定義付けがまあしっかりとできているわけじゃございませんけれども、あまり抽象論でいきますと経営計画が成立しにくいのいかなど、そのように考えております。

そういう中で、まあ行政が前段取り込まなければならないことは、しっかりとコンセプト共有をすること、それから、しっかりととした商品を作っていくこと。まあこれが当町の外商戦略がまあ有利に進んでいけるひとつのファクトであると、そのように考えております。

これまでも、また現在も室で取り組んでおります商品開発等々につきましては、このコンセプト共有がしっかりとできたものが、まあ当町の外商戦略の第一歩になると、まあそういった建前で進んでいるところでござります。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すみません。環境の砂浜なんかについては、特に観光の面でも清掃とか、夏場の清掃、それから松原保存会の清掃なんかで、特に白砂、松原は財産ですのでイメージ的には大事にしていております。

また、そういう機会があるときにはですね、入野周辺の方だけでなく、小松議員も特に参加していただいてですね、一緒にまたビーチクリーナーだけじゃなくても構いません。もう人力で、みんなでやることが大切だと思います。そん中でいろんなお声も聞けると思いますので、また一緒になってきれいにして、またイメージづくりも一緒に考えていただけたらと思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

今、その言われましたように砂浜の掃除はですね、掃除というかきれいにすることまあほとんど、ほとんどういうか全部ですね、ボランティアばっかりでやっております。本当なかなかね、ボランティアだけというのもなかなかそれ長続きしませんし、本当に全部きれいにいうか、常にきれいに保つのは難しいと思います。まあ自分もそのグラウンド整備やってますけれども、それもですねずっととは続きませんね、やっぱりね。そういう所にですね、もうちょっと目を。今まで黒潮町はそういう所に全然目を向けてなかつたんじやないかというふうに思われても、しゃあないがやないかと思います。もうちょっとですね、今からはねえ、そういう所へ目を向けてですね、その地域のイメージアップには努めていかないかんじやないかと、まあ私は常にそやって思っておるわけです。

で、そういう中ですね、まあこれ自分の自慢じゃないんですけど、そのグラウンド整備をしようしたらですね、やっぱあその地域の人たちが見てくれたときに、あれだけきれいにしようがやったら、自分らもやっぱり浜に対して何かせなあいかんなとか、そういう声が聞こえてきます。まあ、そういうことがですね、町内の住民のつながりにもまあなっていくわけですけれども、まあそういうことが見てこなかった、今まで町の方針ではですね。

で、ちょっと、1つですね、そういうチャンスを逃さないということで、今日ロッカ一見たら、佐賀中のお便りが入っています、それを見よったら、それこそさっき言ったファイチングドッグスの社長が黒潮町の町P連の大会で何か講演したようなことを書いております。その中にですね、運と回転、運、運ですよね。運と回転ずしの話というのがあります、運は回転ずしのようなものであって、まあその皿が流れていくスピードにこうついていけなかつたら、いいものつかめない。

で、実際、今黒潮町の場合、ちょっとこう当ではまるんじゃないかなと思うのはですね、まあ皿が回ります。おいしい食べ物がいっぱい並んでいますけど、人が取るのを一生懸命見て、おいしそうに食べてたら取ろうかなという、真っ先に取らんかったらもう、なくなってしまいますよね。そういうことが今までしばしばあったんじゃないかと思いますので。

で、できることですよね。今言った地域のイメージアップということについてはですね、よそ見しないでどんどん、もううち独自のものしかないですから進めていきたい、いってほしいと思います。

そのへんは、町長は今の話をどう思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問いただきました、チャンスを逃さずにというお話でございますけれども、ファイティングドッグスを前提にご質問いただいていると認識しております。

今回のファイティングドッグスのお話につきましては、前段答弁させていただきましたように2月の6日から6日間ということで、なかなか準備期間が取れないということでございます。今回につきましては場当たり的な対応にならざるを得ないと、そのように考えておりますけれども、先般社長とお話をさせていただきました中では、今回来ていただいて、来年からのキャンプ等々のスケジュールにつきましては、その後、協議していくだけだと、まあそういうふうにお話を伺いしているところでございます。

単に来ていただくためだけにはなかなか予算化は難しいと思いますので、まあ来年もし話がまとまるようございましたら、来ていただけるその期間、しっかりと経済効果が波及できるような、そういった協議を今後詰めていく必要があるのではないかと、そのように認識しております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

そうですね。今はですね、そういうファイティングドッグスなんかお金がない球団ですので、来てもらうためには、やっぱりそういうスポンサーとか補助とか、そういうふうな形でやっていかないかんわけですけれども。まあそれに伴ったですね、いろんなほかのチームがまた来たり、そういう宣伝をしてくれたり、まあいろんな効果はね結構あるというのは、まあ町長はよくご存じやと思いますけれどもあります。

まあこのブランドの話ですけれども、やっぱり元へ戻りますけど、砂浜を生かしてまあそういうふうに売り込むんでしたら、その作り方にもやっぱり価値を、価値いうかちょっとこだわってですね、今やっているのは何かこう、ただ人を雇うて生産して、いうたらどこがやりようことも一緒ですので、まあほかがやってないようなことをもうちょっと考えてですね、やっていくようにしていけば、せっかくこういった自然に恵まれた、自然に恵まれたいうか、そのほかにない部分がいっぱいある所ですので、そこを生かしたですね地域ブランドづくりというか商品開発、そういうのを心掛けてやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 32 分